

セゾン自動車火災の現状 2012

日頃より、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は、2002年に損害保険ジャパン・クレディセゾンとの間で包括的な業務提携を締結しました。三社が連携し、お客様一人ひとりに納得感を持って選んでいただける、「オンリーワンの保険会社」を目指しています。

その達成に向けて、2011年3月から通販型自動車保険「おとなの自動車保険」の契約を開始し、多くのお客様に大変ご好評いただいております。この商品は、「保険選びに納得したい“おとな”のお客様に対して、『ちょうどいい』を実現できる。」ことをコンセプトとして開発しました。お客様にご納得いただくために、事故の発生率に合わせた“1歳刻み”の保険料率設定や、車両や人身傷害などにおいて補償範囲を選べるのが特長です。

また、お客様のライフスタイルやニーズに合わせ、必要なときに必要な形で最適なサポートを目指し、インターネット・モバイルサイトによる情報提供サービス、コールセンターによるサポートサービスならびに営業社員による地域密着の対面対応サービスや、損害保険ジャパンとも連携した万全な事故対応サービスを行う体制をご用意しています。

さて、当社は今年度、おかげさまで創立30周年を迎えることができました。これもひとえにお客様からいただきました長年にわたるご支援によるものであり、深く感謝申し上げます。この節目を機に、引き続き、常にお客様と“直接”接することによってこそ出来る、品質の高いサービスを追求していく所存です。

今後とも皆様方の一層のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



代表取締役社長 望月 純

目	次
代表的な経営指標	P2
ブランドメッセージ	P4
トピックス	P5
I. 会社の概要及び組織	
沿革	P8
事業の内容	P8
組織の状況	P9
株式・株主の状況	P10
役員の状況	P13
従業員の状況	P17
CSRの取り組み	P18
II. 業務のご案内	
保険募集	P20
取扱商品	P24
新商品の開発・料率の改定状況	P26
お客様相談室のご紹介	P27
損害保険業界関連の紛争解決機関のご案内	P27
保険の仕組み	P28
約款について	P28
保険料について	P29
保険金のお支払い	P30
III. 業務に関する事項	P33
IV. 保険会社の運営	P57
V. 財産の状況	P69
VI. 付録	P95

※本誌は、保険業法第111条および同施行規則第59条の2に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

代表的な経営指標

1. 最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
正 味 収 入 保 険 料 (対 前 期 増 減 率)	13,250 (△3.8%)	13,251 (0.0%)	13,862 (4.6%)	14,294 (3.1%)	14,479 (1.3%)
正 味 損 害 率	61.8%	60.6%	60.0%	59.7%	63.4%
正 味 事 業 費 率	40.2%	41.5%	43.4%	49.5%	65.3%
保 険 引 受 利 益	443	△207	△861	△2,369	△6,114
経 常 利 益	891	△483	△768	△2,307	△6,044
当 期 純 利 益	1,352	△1,785	△797	△2,325	△6,279
保 険 金 等 の 支 払 能 力 の 充 実 の 状 況 を 示 す 比 率 (ソルベンシー・マージン比率)	1,173.9%	818.9%	1,945.3%	1,677.2%	713.2%
総 資 産 額	27,050	24,460	34,342	33,049	28,598
純 資 産 額	5,699	3,279	12,831	10,439	4,228
その他有価証券評価差額金	584	△50	299	231	299
リ ス ク 管 理 債 権	—	—	—	—	—

(注) 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。割合(%)は、小数第2位を四捨五入して第1位まで表示しています。

フロー面

①正味収入保険料

損害保険会社の売上規模を示す指標の1つであり、元受正味保険料から再保険に要した保険料と積立型保険の満期返戻金の原資となる積立保険料を加減したものです。

当社の2011年度正味収入保険料は、前年度に対して1.3%増加し、14,479百万円となりました。

③正味事業費率

保険会社の経営効率を示す指標の1つであり、正味収入保険料に対する事業費の割合をいいます。

なお、事業費は、諸手数料及び集金費(元受保険に係る代理店手数料や集金費等と再保険契約に係る再保険手数料からなります)および保険引受に係る営業費及び一般管理費の合計です。

当社の2011年度正味事業費率は65.3%と対前年度比で15.8ポイント上昇しました。

②正味損害率

保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられる指標の1つであり、通常は支払った保険金(正味支払保険金)に損害調査費(保険会社の損害調査関係の業務に要した経費)を加えて保険料(正味収入保険料)で除した割合を指しています。

当社の2011年度正味損害率は63.4%と対前年度比3.7ポイント上昇しました。

④保険引受利益

保険会社の本来業務である保険の引受による利益を表す指標です。保険引受収益から保険引受費用、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除しその他収支を加減して求めます。当社の2011年度保険引受利益は、対前年比3,745百万円悪化し、△6,114百万円となりました。

⑤ 経常利益

保険会社の本来の事業活動である保険引受や資産運用などによる利益をいい、保険引受利益から資産運用収益・費用、その他経常損益、営業費及び一般管理費を加減して求めます。当社の2011年度経常利益は対前年比3,737百万円悪化し、△6,044百万円となりました。

⑥ 当期純利益

保険会社の最終的な利益をいい、経常利益から特別損益を加減し、法人税、住民税ならびに法人税等調整額(税効果会計による調整)を加減して算出します。

2011年度の当期純利益は、対前年比3,953百万円悪化し、△6,279百万円となりました。

ストック面

⑦ 総資産額

総資産とは企業が保有する現金、有価証券、貸付金、不動産等の総額をいい、貸借対照表の資産の部の合計を示します。

2011年度末における当社の総資産は28,598百万円となっており、資産運用収益の源泉となる運用資産が総資産の81.7%を、内、有価証券が68.1%を占めています。

⑧ 純資産額

純資産とは、貸借対照表上での株主資本にあたるもので、資本金、資本準備金、利益準備金などで構成されています。損害保険会社は、保険金支払い能力を維持するために、十分な純資産を保持しておく必要があります。

2011年度末における当社の純資産額は4,228百万円となっており、総資産に占める純資産の割合は14.8%となっております。

⑨ その他有価証券評価差額金

当社は、2000年度(平成12年度)から金融商品にかかる会計基準を適用し、保有する有価証券を「売買目的有価証券」「満期保有目的債券」「子会社・関連会社株式」「その他有価証券」の4つに分類し、その大部分を占める時価のある「その他有価証券」について時価法を適用しています。

「その他有価証券評価差額金」とは、この「その他有価証券」の時価と取得原価(含む償却原価)との差額から税効果相当額を控除した金額が「純資産の部」に計上されています。2011年度末における当社のその他有価証券評価差額は299百万円となっております。

⑩ リスク管理債権(不良債権の状況)

当社は保有する資産について、回収についての危険性や価値が毀損する危険性を検討して、資産を分類(自己査定)し、その結果にしたがって、償却・貸倒引当金の計上などを実施し、資産の健全性を確保しています。

貸付金については、回収に懸念のある貸付先について、リスク管理債権としてその危険度に応じて「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」に区分して管理しています。

2011年度末時点においてリスク管理債権はありません。(詳しくは87ページをご参照ください。)

⑪ ソルベンシー・マージン比率

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」です。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

2011年度末における当社のソルベンシー・マージン比率は713.2%と十分な支払余力を有しています。(詳しくは89ページをご参照ください。)

めざす企業像

わたしたちは、お客様にとって、
独創的で革新的な商品や、
必要なときに必要な形で最適なサポートを、
お客様とわたしたちが**“直接”接すること**でご提供し、
お客様一人ひとりに**納得感**を持って選んでいただける、
オンリーワンの保険会社をめざします。

行動目標

わたしたちは、お客様から次のように言っていただける、
公正・誠実を尽くす人財集団になることをめざします。

自分のことを
一番よく分かっていてくれる保険会社

自分のための最適商品を選ぶために
必要十分な相談に乗ってくれる保険会社

自分のための**最適な事故対応サービス**を
提供してくれる保険会社

1. 東日本大震災における対応

○損害保険業界としての取り組み

2011年3月に発生した東日本大震災では、地震保険における「被災者の生活の安定に寄与する」という社会的使命を遂行するため、会員各社の枠を超え、社団法人 日本損害保険協会（現「一般社団法人 日本損害保険協会」以下「損保協会」という。）に「地震保険中央対策本部」を設置し、損害保険業界が一丸となり、以下の取り組みを進めました。

その結果、損害保険業界全体で4月2日現在1兆2千億円の地震保険金のお支払いを完了いたしました。

1. お客さまへの情報発信の充実

「損害保険に関する相談窓口のお知らせ」ポスター（約8万枚）やチラシ（約54万6千部）を作成し、被災地域の自治体や避難所等へ掲示・配布を行いました。また、マスメディアも利用し、会員各社相談窓口の一覧を新聞（18紙）に掲載、損保協会相談窓口のラジオCM（500本）を放送、さらには地震保険金の請求勧奨に関する広告（被災地の地方テレビ局12局）を実施いたしました。

また、福島第一原発事故に伴う警戒地域等を対象とした特例措置を設け地震保険金のお支払いの実施については、福島県紙（2紙）により広報をいたしました。

2. 契約保険会社不明のお客さまへの対応強化

損保協会内に「地震保険契約会社照会センター」を開設し、被災されたため保険証券がお手元がないなどの事情により、地震保険やその他損害保険の契約保険会社をご不明なお客さまに対し、専用のフリーダイヤルやホームページを通じて、ご契約されている損害保険会社の確認を実施いたしました。また、会員各社においても同様に、契約保険会社をご不明なお客さまからの照会に対応いたしました。

3. 地震保険の損害認定・調査の効率化による保険金支払の迅速化

岩手県・宮城県・福島県の沿岸部地域においては、津波や火災によって広域な地域で被災発生したことから、損保業界で初めて共同調査を実施しました。共同調査では、損害程度を同じくする地域を決定し、航空写真・衛星写真や現場踏査を通じて、壊滅的な被災を受けた地域を「全損地域」と認定しました。全損地域に所在する地震保険契約については、会員各社は損害調査を省略し、迅速に地震保険金額全額をお支払いいたしました。

また、お客さまのご請求にお役立ていただくため、「全損地域」を損保協会ホームページで公表いたしました。

4. 地震保険金請求手続きの簡素化

地震災害を被った木造建物やその収納家財の損害調査において、現場立会調査に加え、一定の条件に合致する場合には、現場立会調査を省略し、お客さまが撮影された写真等による自己申告に基づく書面での損害調査を導入いたしました。

また、立入りが規制されている福島第一原発事故に伴う警戒区域等に関しても、自己申告に基づく書面調査を実施いたしました。

5. 義捐金の寄贈

損保協会は、東日本大震災により被災された皆さまへの支援に役立てていただくため、会員会社26社からの拠出をうけ日本赤十字社に対して義捐金10億円を寄付いたしました。

○当社の取り組み

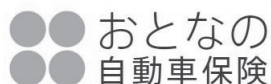
震災発生当日には、本社内に「災害対策本部」を設置、関連部門間の情報共有を行なうとともに、本部長（社長）からの指示の下、迅速かつ適切な対応を進めました。

地震保険金のお支払対応としては、本社ならびに仙台に「地震対策室」を設置、また、地震保険の問い合わせ専用回線を設け、本対策室にて集中して対応を進めました。また、契約者に対してSID社員（※）による電話ならびに訪問や、文書の送付等により、保険金請求のご案内を行ないました。その結果、2012年4月2日現在において、約69億円の地震保険金のお支払いを完了しました。

※セゾン・インシュアランス・デザイナー社員の略称です。

2. 「おとなの自動車保険」の保有契約件数が5万件を突破

2011年1月に発売を開始した「おとなの自動車保険」は、40代・50代のお客様を中心に多くのご支持をいただき、着実にご契約件数が増加しております。2012年4月末には、保有契約件数が5万件を突破いたしました。



3. 佐賀サポートセンターの開設

2012年7月に佐賀県佐賀市に「佐賀サポートセンター（愛称：佐賀よかところサポートセンター）」を新設いたしました。

本社（東京）に続いて2拠点目のコールセンターとなり、電話によるお客様サポート機能を更に充実化するとともに、広域災害などが発生した場合の業務継続体制を強化いたしました。また、本センターは3月22日に佐賀県ならびに佐賀市との間で進出協定を締結し、多方面でサポートをいただいております。

これからも、地域との共生を図りながら、さらなる業容拡大を進めてまいります。

「佐賀よかところサポートセンター」のネーミングコンセプト

- ①佐賀県の方言より『良いところ、良い場所』＝『よかところ』
- ②方言により佐賀県らしさを演出し、九州地区の元気さや活発さをイメージ
- ③お客様、働くスタッフともにこのセンターを『よかところ』にしていきたい

4. 創立30周年を迎えます

当社は、1982年9月22日にオールステート自動車・火災保険として設立され、今年度で創立30年目を迎えることとなります。

これもひとえにお客様からいただきました長年にわたるご支援による賜物であり、深く感謝申し上げます。引き続き、常にお客様と“直接”接することによってこそ出来る、品質の高いサービスを追求してまいります。



おかげさまで30周年

I . 会社の概要及び組織

沿革

1982年	9月	オールステート自動車・火災保険株式会社(当社の前身)設立
	10月	損害保険事業免許取得
1983年	4月	営業開始
1984年	10月	(旧)西武流通グループ4社が資本参加し、業界初の日米合弁会社に
1997年	11月	株主の変更、米国オールステート保険会社との合弁関係を再構築 (株)クレディセゾンおよびその関連会社(株)セゾンファンデックスが出資
1998年	4月	「セゾン自動車火災保険株式会社」に社名変更
	12月	国内損保初のリスク細分型自動車保険『セゾン自動車総合保険』を発売
2002年	5月	(株)クレディセゾン・安田火災海上保険(株)(現(株)損害保険ジャパン)と包括業務提携
	12月	(株)損害保険ジャパン商品の募集代理を開始
2003年	3月	新セゾン自動車総合保険を発売
	4月	(株)損害保険ジャパンが2万株(27.7%)を取得し、筆頭株主に
	10月	セゾンカード会員向け専用保険『Super Value Plus』を発売
2005年	4月	AIGエジソン生命保険(株)(現ジブラルタ生命保険(株))の生命保険商品に係る募集代理を開始
2008年	10月	組立式火災保険『じぶんでえらべる火災保険』を発売
2009年	4月	「シンプル」「わかりやすい」をコンセプトに自動車保険を改定
	7月	(株)損害保険ジャパンが過半数の株式を取得し、当社は同社の連結子会社に
2010年	3月	(株)損害保険ジャパンを引受先とする第三者割当増資(100億円)を実施
2011年	3月	通信販売専用の自動車保険『おとなの自動車保険』、対面販売用自動車保険『APS ⁺ (プラス)』を発売
2012年	7月	佐賀県佐賀市にコールセンター「佐賀サポートセンター」を開設

事業の内容

1. 自動車、自動車損害賠償責任、火災、傷害、賠償責任、海上、運送、航空、盗難、ガラス、労働者災害補償責任、機械、建設工事、原子力、動産総合、費用利益の各保険事業
2. 前項の各保険の再保険事業
3. 資産運用業務
4. 他の保険会社の保険業に係る業務の代理又は事務の代行
5. 政府の委託による自動車損害賠償保障事業に係る業務

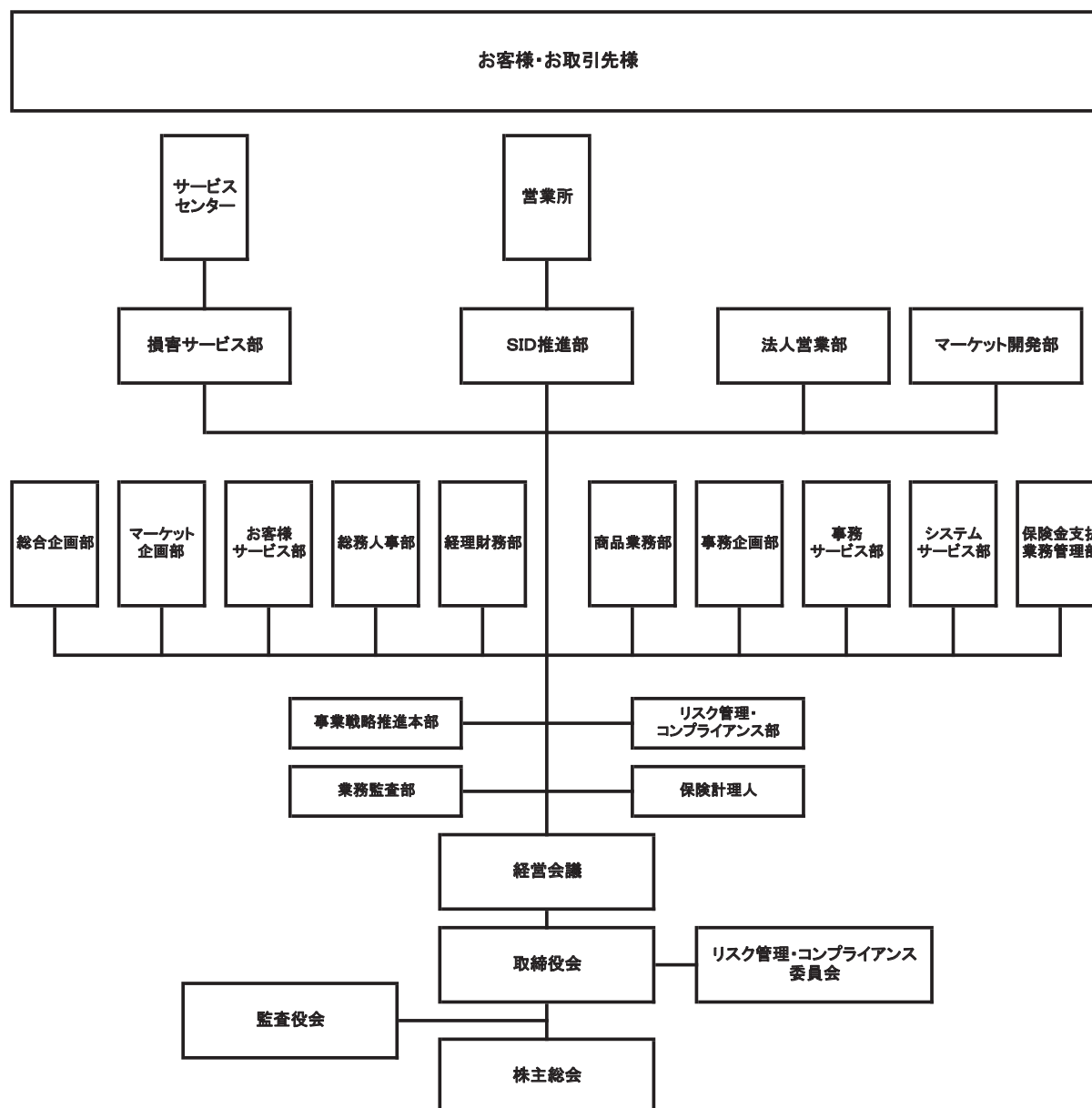
関連会社

該当ありません。

組織の状況

組織図(2012年4月1日現在)

本社業務部門(12部)、事故対応を行う損害サービス部門、営業部門(3部)で構成されています。



※SIDはセゾン・インシュアランス・デザイナーの略

株式・株主の状況

1. 発行株式の概況

当社の発行する株式は、全て普通株式で、2012年7月1日現在、授権株式数は500,000株、発行済株式数は181,370株、資本金は86億1千万円です。

2. 基本事項

決算期日 毎年3月31日
 定時株主総会 毎年4月1日から4ヶ月以内に開催
 公告掲載紙 日本経済新聞
 なお、決算公告に代えて、貸借対照表及び損益計算書を当社ホームページ
 (<http://www.ins-saison.co.jp/>)に掲載しています。

3. 株主分布状況

(1) 所有者別状況

区 分	株 主 数	所 有 株 式 数	発行済株式総数に 対する割合
	人	千株	%
政府及び地方公共団体	-	-	-
金融機関	1	167	92.3
証券会社	-	-	-
その他国内法人	1	14	7.7
外国法人等	-	-	-
(うち個人)	(-)	(-)	(-)
個人・その他	-	-	-
合 計	2	181	100.0

(2) 地域別状況

区 分	株主数	株主総数に対する 割合	株式数	発行済株式総数 に対する割合
	人	%	千株	%
北海道	-	-	-	-
東北	-	-	-	-
関東	2	100.0	181	100.0
中部	-	-	-	-
近畿	-	-	-	-
中国	-	-	-	-
四国	-	-	-	-
九州	-	-	-	-
外 国	-	-	-	-
合 計	2	100.0	181	100.0

(3) 所有者別状況

区 分	10万株以上	5万株以上 10万株未満	1万株以上 5万株未満	5千株以上 1万株未満	1千株以上 5千株未満	合計
株 主 数	1	-	1	-	-	2人
株主総数に 対する割合	50.0	-	50.0	-	-	100.0%
所有株式数	167	-	14	-	-	181千株
発行済株式総数 に対する割合	92.3	-	7.7	-	-	100.0%

4. 大株主の状況

(2012年7月1日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿 一丁目26番1号	千株 167	% 92.3
株式会社クレディセゾン	東京都豊島区東池袋 三丁目1番1号	14	7.7
合 計		181	100.0

5. 会社設立以降の資本金の推移

年 月 日	増減資額	増減資後資本金	摘要
1982年 9月22日	- 百万円	5,000 百万円	設 立
1984年10月 1日	5,000 百万円	10,000 百万円	有償第三者割当
1998年10月30日	△7,500 百万円	2,500 百万円	資 本 減 少
1998年12月 5日	1,110 百万円	3,610 百万円	有償第三者割当
2010年 3月19日	5,000 百万円	8,610 百万円	有償第三者割当

6. 最近の新株式発行状況

種 類	発行年月日	発行株式数	摘要
普 通 株 式	2010年3月19日	109 千株	有償第三者割当

7. 株主総会議案等

- (1) 臨時株主総会が、2011年11月24日(木)東京都豊島区東池袋三丁目1番1号サンシャイン60ビル40階会議室にて開催されました。決議事項は以下のとおりです。

決 議 事 項

第1号議案 取締役1名選任の件

本件は原案のとおり承認可決され、取締役に相馬 真一氏が選任され、就任いたしました。
なお、相馬 真一氏は社外取締役であります。

- (2) 臨時株主総会が、2012年3月29日(木)東京都豊島区東池袋三丁目1番1号サンシャイン60ビル40階会議室にて開催されました。決議事項は以下のとおりです。

決 議 事 項

第1号議案 取締役1名選任の件

本件は原案のとおり承認可決され、取締役に山口 和寿氏が選任され、就任いたしました。
なお、山口 和寿氏は社外取締役であります。

(3) 第 30 回定時株主総会が、2012 年 6 月 28 日(木)東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号サンシャイン 60 ビル 40 階会議室にて開催されました。報告事項ならびに決議事項は以下のとおりです。

報告事項	第 30 期[2011 年度(2011 年 4 月 1 日から 2012 年 3 月 31 日まで)]事業報告及び計算書類報告の件 上記事業報告、計算書類の内容を報告いたしました。
決議事項	
第 1 号議案	取締役 9 名選任の件 本件は原案のとおり承認可決され、取締役に望月純、田中尉元、竹山洋児、花井義典、岩瀬健、渡邊美彦、前川輝之、山下昌宏、山口和寿の 9 氏が選任され、それぞれ就任いたしました。 なお、前川輝之、山下昌宏および山口和寿の 3 氏は、社外取締役であります。
第 2 号議案	監査役 3 名選任の件 本件は原案のとおり承認可決され、監査役に宮崎光二、阿部強、谷川隆の 3 氏が選任され、それぞれ就任いたしました。 なお、宮崎光二、阿部強および谷川隆の 3 氏は、社外監査役であります。
第 3 号議案	退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件 本件は原案のとおり承認可決され、退任監査役 宝田勝邦氏に対し、当社所定の基準に従い退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は監査役の協議に一任することに決定いたしました。

役員の状況

(2012年7月1日現在)

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	
代表取締役社長	もちづき じゅん 望月 純 1952年1月5日生	1974年 10月	安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン)
		1997年 4月	同社 経理部長
		2002年 4月	同社 経理部長兼会計部長
		2002年 6月	同社 経理部長兼会計部長兼情報システム部長
		2002年 7月	株式会社損害保険ジャパン 情報システム部長
		2003年 4月	同社 事務・IT企画部長
		2004年 4月	同社 執行役員兼事務・IT企画部長
		2005年 1月	同社 執行役員兼IT企画部長
		2005年 4月	同社 常務執行役員
		2005年 6月	同社 取締役嘱常務執行役員
		2007年 4月	同社 取締役専務執行役員
		2009年 4月	当社 代表取締役社長
取締役執行役員 リスク管理・ コンプライアンス部 事務企画部 システムサービス部 保険金支払業務 管理部 〔事務サービス部長〕	たなか やすもと 田中 尉元 1956年2月1日生	1978年 4月	AFIA 日本支社入社
		1983年 1月	オールステート保険会社日本支社入社
		1997年 1月	当社 総務部長
		1998年 4月	当社 総務人事グループ部長
		1999年 6月	当社 取締役
		2000年 6月	当社 取締役執行役員
取締役執行役員 総合企画部 お客様相談室 マーケット企画部 〔商品業務部長〕	たけやま ようじ 竹山 洋児 1956年6月9日生	1981年 4月	安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン)
		2006年 4月	株式会社損害保険ジャパン 個人商品業務部長
		2008年 4月	当社 執行役員商品業務部長
		2008年 6月	当社 取締役執行役員
取締役執行役員 損害サービス部	はなます よしのり 花樹 義典 1958年6月9日生	1982年 4月	安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン)
		1998年 4月	同社 秋田支店営業第二課長
		2001年 10月	同社 自動車業務開発部企画収支グループ課長
		2006年 4月	株式会社損害保険ジャパン 販売企画部(兼)コンプライアンス部担当部長
		2007年 4月	損保ジャパン DC 証券株式会社 取締役お客様サービス部長
		2010年 4月	株式会社損害保険ジャパン 金融機関推進部長
		2011年 4月	当社 取締役執行役員
取締役執行役員 〔マーケット開発部長〕	いわせ たけし 岩瀬 健 1963年10月15日生	1986年 4月	安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン)
		2002年 7月	株式会社損害保険ジャパン 東京公務開発部東京公務課長
		2007年 4月	同社 本店営業第四部第二課長
		2011年 4月	当社 取締役執行役員

I. 会社の概要及び組織

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	
取締役執行役員 〔法人営業部長〕	わた なべ よし ひこ 渡 邊 美 彦 1961年10月28日生	1984年 4月	株式会社西武クレジット入社 (現 株式会社クレディセゾン)
		2001年 2月	株式会社クレディセゾン 西東京支店長
		2003年 3月	同社 中四国支店長
		2007年 7月	株式会社アトリウム 業務管理部長
		2011年 3月	当社 執行役員カード事業営業部長
		2011年 4月	当社 取締役執行役員
取締役	まえ かわ てる ゆき 前 川 輝 之 1942年1月24日生	1964年 3月	株式会社緑屋入社(現 株式会社クレディセゾン)
		1983年 9月	同社 営業企画部長
		1989年 10月	同社 営業一部長(兼)東京営業所長
		1991年 6月	同社 取締役
		1998年 4月	同社 常務取締役
		2001年 2月	同社 専務取締役
		2002年 6月	同社 代表取締役専務
		2002年 6月	当社 取締役
		2005年 4月	株式会社クレディセゾン 代表取締役副社長(現職)
取締役	やました まさ ひろ 山 下 昌 宏 1958年3月5日生	1981年 4月	株式会社西武クレジット入社 (現 株式会社クレディセゾン)
		1997年 10月	株式会社クレディセゾン 東海営業所長
		1999年 2月	同社 北関東支店長
		2002年 2月	同社 営業企画部長
		2003年 9月	同社 カード部長
		2005年 3月	同社 営業計画部長
		2009年 4月	同社 ソリューション三部長
		2010年 6月	同社 取締役
		2011年 3月	同社 取締役カード事業部長
		2011年 4月	当社 取締役
		2012年 3月	株式会社クレディセゾン 常務取締役(現職)
取締役	やま ぐち かず ひさ 山 口 和 寿 1966年2月1日生	1988年 4月	安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン)
		2004年 4月	株式会社損害保険ジャパン 岐阜支店自動車営業課長
		2007年 7月	同社 営業企画部マーケット開発室リーダー
		2008年 4月	同社 マーケット開発部リーダー
		2012年 3月	同社 マーケティング部長(現職)
		2012年 4月	当社 取締役
常勤監査役	みや ざき こう じ 宮 崎 光 二 1952年12月15日生	1975年 4月	安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン)
		2001年 6月	同社 愛知支店長
		2004年 4月	株式会社損害保険ジャパン 理事 名古屋支店長
		2006年 4月	同社 理事 販売企画部長
		2008年 4月	株式会社ジャパン保険サービスへ出向 管理本部長
		2008年 6月	同社 取締役 管理本部長
		2009年 4月	同社 取締役 営業本部長
		2009年 6月	同社 常務取締役 営業本部長
		2010年 6月	同社 専務取締役 営業本部長
		2011年 11月	同社 取締役専務執行役員
		2012年 6月	当社 常勤監査役

I. 会社の概要及び組織

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	
監査役	あ べ つよし 阿 部 強 1948年1月12日生	1971年 7月	安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン)
		1989年 4月	同社 株式部第一課長
		1995年 5月	安田火災ファイナンシャル・プランニングサービス株式会社へ出向
		1997年 4月	安田火災海上保険株式会社 検査部検査役(部長)
		2000年 11月	安田火災フィナンシャルギャランティー損害保険株式会社へ出向
		2004年 7月	株式会社損害保険ジャパン 業務監査部主任内部監査人(部長)
		2008年 4月	当社 監査役
		2010年 6月	株式会社損保ジャパン企業保険サービス 監査役(現職)
		2012年 4月	株式会社損害保険ジャパン グループ事業企画部顧問(現職)
監査役	たにかわ たかし 谷 川 隆 1952年9月16日生	1977年 4月	安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン)
		1992年 4月	同社 業務統括部特命課長
		1993年 4月	同社 埼玉支店浦和支社特命課長
		1994年 10月	同社 秋田支店横手支社長
		1999年 7月	同社 事務企画部担当課長
		2002年 7月	株式会社損害保険ジャパン 検査部リーダー
		2004年 4月	同社 業務監査部担当部長
		2006年 7月	同社 業務監査部企画室担当部長兼リーダー(室長)
		2006年 9月	同社 業務監査部本社監査室担当部長兼リーダー(室長)
		2009年 4月	同社 監査役室長
		2012年 6月	当社 監査役
		2012年 7月	株式会社損害保険ジャパン グループ事業企画部担当部長(兼) グループ事業企画部 長席付 担当部長 日本興亜損害保険株式会社(現職)
執行役員 SID推進部	はた よし はる 畑 義 春 1950年2月3日生	1983年 4月	当社 入社
		1993年 4月	当社 事務サービス部長
		1995年 4月	当社 損害サービス第2部長
		2006年 7月	当社 SID営業部担当部長 湘南営業所長(兼)新横浜営業所長
		2007年 4月	当社 執行役員
執行役員 〔総務人事部長〕	う さ み さ と し 宇佐美 哲 1964年3月8日生	1987年 4月	当社 入社
		2003年 7月	当社 総務人事部長
		2006年 7月	当社 事務システムサービス部長
		2007年 4月	当社 執行役員
執行役員 〔お客様サービス部長〕	あ き や ま た つ や 秋 山 達 也 1964年5月17日生	1988年 4月	当社入社
		2007年 7月	当社 リスク管理・コンプライアンス部長
		2009年 4月	当社 執行役員

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	
執行役員 〔経理財務部長〕	なかざわ かず ゆき 中澤 和之 1960年4月14日生	1983年 4月	安田火災海上保険株式会社入社 (現 株式会社損害保険ジャパン)
		1999年 7月	同社 北米部課長
		2004年 6月	株式会社損害保険ジャパン 経理部課長
		2005年 4月	同社 グループ事業企画部課長
		2009年 4月	同社 グループ事業企画部担当部長
		2009年 10月	当社 執行役員

(注) 取締役のうち前川輝之、山下昌宏、山口和寿の3氏は、会社法第2条15号に定める社外取締役です。
監査役のうち宮崎光二、阿部強、谷川隆の3氏は、会社法第2条16号に定める社外監査役です。

従業員の状況

1. 従業員の状況

区 分	一 般 社 員	営 業 社 員
従 業 員 数	275人	246人
平 均 年 齢	40.3歳	49.3歳
平 均 勤 続 年 数	9.8年	17.6年
平 均 年 間 給 与	6,470,715円	5,933,873円

(注)1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

2. 従業員数、平均年齢、平均年間給与については、社外からの出向者を含み、社外への出向者を除いて算出しています。

3. 平均勤続年数については、社外からの出向者および社外への出向者のいずれも除いて算出しています。

2. 採用方針

物事の価値観や顧客ニーズが多様化する今日、社会・経済の情勢や動向を敏感に察知し、的確に物事を判断することができる方、本音でコミュニケーションがとれる誠意のある方、明るく元気があって周囲に好影響を与えられる方、向上心を持ち自分を律することができる方、相手の喜びを自分の喜びにできる方が、当社が求める“人財”像です。

採用にあたっては、応募の機会を均等に提供し、公平かつ公正な選考を実施しております。

3. 教育支援制度

「目指す企業像」の実現に向けて、「行動目標」を実践していくためには、「人財」の採用・育成が不可欠です。

人的基盤の構築に向け、新規学卒者の選考・採用から、内定者研修、入社時初期育成研修、その後の階層別・キャリア別能力開発支援体系をベースにして、全社員の能力・スキル開発の向上とキャリアアップに向けた自己啓発を支援しています。

その結果として、高い職業倫理を有し、常にお客様視点に立った行動を自ら実践できる社員、また真の「生涯顧客」の創造に貢献できる「人財」の創出を目指しています。

4. 福利厚生

福利厚生面では、関連各社等で構成されているパレット共済会、パレット健康保険組合に加盟するとともに、2011年4月1日にセゾン自動車火災保険共済会を設立し、充実した各種制度・施設等の利用が可能となっております。

制 度：各種社会保険、年金退職金制度、共済会、生活貸付金融資、財形貯蓄、人間ドック受診料補助制度、育児休業制度、介護休業制度、リフレッシュ休暇制度、アニバーサリー休暇、介護休暇制度、社宅・独身寮制度

契 約 施 設：旅館・ホテル・ゴルフ場・スポーツクラブ・テーマパークなどのレジャー関連および冠婚葬祭関連等の施設の優待

CSRの取り組み

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」に沿った取り組み

2011年12月2日、当社は、NKSJグループ各社とともに、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」の趣旨に賛同し、署名を行い、本原則に沿った取り組みを実践しています。

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21 世紀金融行動原則)」

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取り組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取り組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取り組みの情報開示に努める。
7. 上記の取り組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

主な取り組み

1. 環境に配慮した商品戦略の推進

自動車保険商品において、当社所定の条件に該当する自動車を対象に、電気・ハイブリッド車割引(割引額1, 200円)を導入し、消費者がCO₂排出量の少ないエコカーを購入することを促進しています。

2011年度の電気・ハイブリッド車割引適用契約の対象自動車保険契約に占める割合は1. 2%でした。

2. 自動車通販事業を通じた環境配慮と安全運転の啓発

・通販専用自動車保険におけるネット完結の推進

お客様がインターネット等により申込手続を行なった場合、インターネット割引(10, 000円)を適用し、お客様のインターネット等による申込みを推進しています。このことにより、申し込みに関する紙の使用を削減するとともに、お客様訪問時の自動車等の使用により発生するCO₂排出量を一部削減することにつながっています。

2011年度のインターネット割引適用契約の対象自動車保険契約に占める割合は、98. 5%でした。

・通販専用自動車保険における保険証券不要割引の導入

お客様が当社からの保険証券の送付を不要と判断した場合の保険料割引(600円割引)を導入し、紙の使用を削減しています。

2011年度の証券不要割引適用契約の対象自動車保険契約に占める割合は、34. 6%でした。

・オフィシャルホームページにおける自動車保険コンテンツの充実

オフィシャルホームページを見たお客様が安心して保険にご加入いただけるよう、事故事例や保険金のお支払までの過程を掲載するなど、お客様に自動車保険に関するさまざまな知識・情報を提供し、お客様が自動車保険を理解することにより、安全運転に対する啓蒙を行なっています。

Ⅱ．業務のご案内

保険募集

1. 契約締結の仕組み(当社の契約取扱者を通じてご加入いただく場合)

ご相談	まずは、当社お客様相談室、最寄りの営業所、あるいは代理店にご相談ください。約款や重要事項等説明書、パンフレットなどの資料には、補償の対象となるケース・ならないケースを始め、ご契約時や補償期間内にお申し出いただくべき事項、保険契約が失効（契約の全部または一部の効力を、その時以降失うことをいいます。）となるケース、解約等の諸手続き等が記載されておりますので、ご契約の前によくお読みいただくとともに、契約取扱者（営業担当者・代理店）から十分説明をお受けください。 ※当社営業所の所在地・連絡先などについては、96ページの営業所一覧をご覧ください。
ご契約内容の決定	契約取扱者（営業担当者・代理店）とご相談の上、保険商品とその約款、特約、補償範囲、保険金額（ご契約金額）など、ご契約の内容を決定していただきます。 ◆保険金額の適切な設定方法 保険契約は、事故や災害によって受けた経済的損失を適正な保険金で補うことが目的です。適切な保険金額でご契約になっていない場合、万一のときに十分な補償が得られないケースがあります。たとえば、火災保険をご契約される場合には、建物などの評価額に応じた保険金額でご契約いただくことが大切です。保険金額が評価額を超えている場合は、超過分は取消となります。また、評価額を下回る場合は、その不足する割合に応じて保険金を削減してお支払いするケースがあり、十分な補償を受けられないことがあります。
保険契約申込書のご提出	ご契約内容決定後、その内容に従って保険契約申込書にご記入いただき、ご提出ください。 ◆保険契約は、申込書に記載された内容に基づいて、事故の際に保険金をお支払いするものです。申込書にご記入の際は、内容をご確認の上、正しくご記入ください。 万一、告知事項について事実と異なる内容を記載した場合や事実を記載しなかった場合にはご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
保険料のお支払い	保険料は約款等に定める所定の期日までにお支払いいただくこととなっており、保険料の払い込みがないと、事故が起こっても保険金のお支払いができなくなりますので、ご注意ください。 また、口座振替により保険料をお支払いいただく場合には、ご指定口座の残高にもご注意ください。残高不足等により、所定の期間内に保険料のお引き落としができない場合には、事故が起こっても保険金のお支払いができないことや、ご加入いただいている保険契約が失効（契約の全部または一部の効力を、その時以降失うことをいいます。）・解除になることもあります。詳しくは、契約取扱者（営業担当者・代理店）までお問い合わせください。 ◆クレジットカードをご利用の方 クレジットカードによるお支払いもご利用いただけます。 ※現在、クレジットカードによるお支払いは、自動車保険、火災保険などでお取扱いをしております。一部代理店では取扱っていない場合もあります。
保険証券のお受取り	保険契約の締結後、当社作成の保険証券をお届けいたします。 保険証券に記載された内容を十分に確認の上、大切に保管してください。 ◆保険証券の記載内容に変更が生じた場合は、契約取扱者（営業担当者・代理店）にご連絡ください。 ◆事故が起こったときに、保険期間が終了していたり、契約内容の変更を通知していなかったりした場合、せっかくの備えが無駄になってしまいます。保険証券の内容をときどき見直し、安心への備えを万全なものにさせていただくようお勧めいたします。

当社では、契約取扱者を通じてご加入いただくほか、直接インターネットや電話を通じてご契約を締結する通信販売も行なっています。

クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度とは、契約が成立しても申込日から8日以内であれば、申込人等(保険契約の申込みをした者または保険契約者)からの申し出によって、違約金などを負担することなく、契約申込みの撤回または解除を行うことができる制度です。ただし、契約によってはクーリング・オフできないものもあります。

ご契約内容確認

火災保険・自動車保険などのご契約を対象に、お申し込みいただくご契約がお客様のニーズに合った内容かどうかを確認させていただくため、確認手続きを行っております。

2. 営業体制

営業社員制度と代理店制度

近年わが国の損害保険商品の取扱いは、保険会社からお客様に直接電話やインターネットを活用した募集形態（通信販売）が増えつつありますが、販売手法の大半は損害保険会社の代理店の取扱いによるものになっています。こうした状況の中、当社は代理店による募集に加えて、専門教育を受けた社員による直接販売を大きな柱にしています。これは、当社の社員（営業社員）が、お客さまの持つ日常生活における様々なリスクをお客様とともに発見し、一人ひとりのお客様に、最も適切な商品をご提供していく手法です。

営業社員制度

当社の営業社員制度（セゾン・インシュアランス・デザイナー社員制度）の特徴

セゾン・インシュアランス・デザイナー社員（SID社員）は、当社と正式な雇用契約を結んだ損害保険販売社員で、直接お客さまと接し、ニーズに合った適切な保険商品を提供しています。

この制度は、米国オールステート保険会社で培われてきた独自の販売手法や教育体系を、日本の損害保険市場に適応できるように育ててきた当社独自の販売スタイルです。

SID社員は、営業所を販売拠点に、お客さまとの密接なコミュニケーションをとりながら地域に根ざした営業活動を行っています。

■SID社員の主な業務

①保険契約の相談、締結	②お客さまからの事故の受付、ご相談等への対応
保険は目に見えない複雑な金融商品であるため、本当に必要な補償を見つけるのはなかなか難しいものです。当社の営業社員は、豊富な経験と知識をもとに、お客さま一人ひとりの生活スタイルやご要望をお伺いしながら、最適な保険商品と補償内容をご提案いたします。	営業社員は、事故処理のプロセスに関与し、お客さまと損害サービス担当者との「橋渡し役」として、事故の受付や事故処理の経過報告、ご相談、ご質問などへの対応にあたります。

当社の営業社員数

年 度	2009年度末	2010年度末	2011年度末
営 業 社 員 数	262人	252人	246人

代理店制度

代理店の役割と業務

代理店は、保険会社との間で締結した代理店委託契約にもとづき、保険会社に代わってお客様と保険契約を締結し、お支払いいただく保険料を領収することを主な業務としています。
保険会社は、代理店と「代理店委託契約書」を取り交わしたうえで、代理店に次のような業務を委託しています。

- ①保険契約の締結（契約を結ぶこと）
- ②保険契約の変更・解除等の申し出の受付
- ③保険料の領収または返還
- ④保険証券の交付ならびに保険料領収証の発行および交付
- ⑤保険の対象（保険をつけるもの）の調査
- ⑥保険契約の維持・管理（満期管理、満期返れい業務を含む）に関連する事項
- ⑦その他保険募集に必要な事項で会社が特に指示した業務

代理店は、保険会社に代わってこれらの業務を行うほか、万一、ご契約者が事故にあわれた場合、お受け取りになる保険金の請求手続きをスムーズに行うための助言・手続きの説明などのアフターサービスも行っています。

また、お客様に適切な保険契約のアドバイスをしたり、防災の相談に応じたりするなど、コンサルタントとしての役割も担っています。

代理店のうち、保険会社とお客様の保険契約締結に向けた媒介をおこなう媒介代理店は、保険契約の締結（契約を結ぶこと）、保険契約の変更・解除等の申し出の受付、保険料の領収または返還の権限はありません。

媒介代理店は、保険会社との間で締結した代理店委託契約にもとづき、保険会社に代わってお客様への保険契約の勧誘、申込手続きの説明、当社Webサイトやコールセンターへの誘導等による募集を主な業務としています。

代理店制度

■規制法規

代理店が遵守しなければならない法律で最も重要なものが「保険業法」です。この法律には、保険契約者の利益を保護し国民生活の安定および国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、保険契約の募集に際しての禁止行為や登録制度に関する事項などが定められています。

代理店は、監督官庁であります金融庁、管轄財務局の行政指導を受けるほか、保険会社の内部監査により、常に適正な保険契約の募集および業務遂行を行うことが求められます。

■代理店の登録

代理店は、保険会社と代理店委託契約を締結した後、「保険業法」に基づき財務局に登録することが義務づけられています。この登録が完了して初めて代理店として保険契約の募集を行うことができることになります。

当社の代理店数

当社の代理店数は2012年3月末現在で75店あり、年度別代理店総数の推移は次のとおりです。

年 度	2009年度末	2010年度末	2011年度末
代 理 店 数	251店	169店	75店

代理店教育等

代理店については、損害保険業界共通ルールとして、日本損害保険協会（損保協会）が主催・実施する損害保険一般試験があり、損害保険の基礎やコンプライアンスなどに関する『基礎単位』と「自動車保険」「火災保険」「傷害疾病保険」に関する各単位（『商品単位』3単位）の計4単位により構成されています。

損害保険代理店で保険の募集を行う場合には、この試験の『基礎単位』に合格し、代理店登録または募集人届出を行わなければならない、2013年11月までには、その取り扱いに応じた『商品単位』に合格していなければならない。当社においても適切に対応・推進しています。

また、代理店に対する教育として、募集に関する法令遵守、保険契約に関する知識、周辺商品に関する知識などについて、研修・個別指導を行っています。

取扱商品

1. 自動車保険

対人賠償保険	自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険で支払われる金額を超える部分に対して保険金をお支払いします。
人身傷害保険	自動車事故により、ご契約のお車に搭乗中の方が死傷した場合に、過失割合に係わらず、保険金額(ご契約金額)を限度に実際の損害額(当社基準により算出した金額)に対して保険金をお支払いします。
対物賠償保険	自動車事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。
車両保険	衝突・接触・墜落・転覆・火災・爆発・盗難・台風・洪水などの偶然な事故により、ご契約のお車自体に生じた損害に対して保険金をお支払いします。
自損事故傷害特約	ガードレールや電柱にぶつかる単独事故などにより、ご契約のお車の所有者や運転者、または搭乗者が死傷し、自賠責保険からの支払いが受けられないときに保険金をお支払いします。
無保険車傷害特約	保険を付けていない車や、付けていてもその事故について保険金が支払われない車との事故などで死亡または後遺障害を被り、相手から十分な損害賠償が受けられない場合に保険金をお支払いします。
搭乗者傷害特約	ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故によって死傷した場合に保険金をお支払いします。
セゾン自動車総合保険 (APS⁺) Automobile Policy Saison Plus	ご契約者および記名被保険者(お車を主に使用される方)が個人の方を対象とした自動車保険です。「納得感のある保険料」と「充実の補償」をコンセプトとしており、保険料については、記名被保険者の年齢に応じた保険料体系、3つのリスク区分(①使用地域②使用目的③年間走行距離)、ゴールド免許割引、新車割引、電気・ハイブリッド車割引など、お客様のリスク実態を反映できる合理的な仕組みを採用しています。補償面では対人賠償保険および対物賠償保険を基本補償とし、ご希望により車両保険、人身傷害保険、搭乗者傷害特約などの補償をセットすることができます。対物賠償保険には「対物全損時修理差額費用特約」および「相手自動車全損時諸費用保険金特約」を自動セットし、万が一の事故の際の経済的・精神的な負担をさらに軽減できるよう、基本補償を充実させています。さらにお客様のニーズにあわせて、「人身車外補償特約、人身交通乗用具危険特約、人身犯罪被害事故特約」、「人身家族おもしろい特約」、「ロードアシスタンス特約」、「弁護士費用特約」、「個人賠償責任特約」などをセットできるようにしています。
セゾン自動車保険 (おとなの自動車保険)	ご契約者および記名被保険者(お車を主に使用される方)が個人の方を対象とした通信販売専用自動車保険です。保険料については、記名被保険者の年齢に応じた保険料体系、3つのリスク区分(①使用地域②使用目的③年間走行距離)、ゴールド免許割引、新車割引、電気・ハイブリッド車割引などを採用したほか、インターネット割引や証券不要割引を用意し、さらにリーズナブルな設定を可能としています。補償面では対人賠償保険および対物賠償保険を基本補償とし、ご希望により車両保険、人身傷害保険、搭乗者傷害特約などの補償をセットすることができます。さらにお客様のニーズにあわせて、「人身車外補償特約」、「人身家族おもしろい特約」、「ロードアシスタンス特約」、「弁護士費用特約」、「個人賠償責任特約」などをセットできるようにしており、インターネット上で保険料を確認しながら補償を選ぶことができます。
自動車損害賠償責任保険 (自賠責保険)	自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いする保険で、自動車損害賠償保障法によって加入が義務づけられている強制保険です。

2. 火災保険

じぶんでえらべる 火災保険 (組立式火災保険)	基本契約での補償は火災、落雷、破裂・爆発とシンプルな内容とし、それ以外の風・雹(ひょう)・雪災、建物外部からの物体の衝突、水災、盗難等の事故による補償は、ニーズに合わせて建物・家財別に選択してセットする保険です。なお、損害額は再調達価額を基準に算出します。
地震保険	上記のうち、住居に使用される建物および家財を対象とする各火災保険にセットして、地震、噴火、津波によって生じた一定基準以上の損害を補償する保険です。

セゾンカード会員向け商品

クレディセゾン・損保ジャパンとの業務提携に基づき、共同開発によるセゾンカード会員向け商品を販売しております。

Super Value Plus	日常生活に密着した補償を細分化、「もの」、「ひと」、「生活」、「レジャー」の4軸をもととする、16のラインナップから、必要に応じて補償単位・月単位で自由自在に補償を組み合わせることが可能です。 多様化する会員ニーズに、フレキシブルに対応できるよう、商品ラインナップを揃えました。
-------------------------	--

新商品の開発・料率の改定状況

年 月	改 定 内 容
2008年10月	じぶんでえらべる火災保険(組立式火災保険)の販売開始
2009年 4月	自動車保険の商品改定(主に商品簡素化による特約の整理・統廃合) ゴールド免許割引の割引率拡大 セゾン自動車総合保険に個人賠償責任危険担保特約(示談代行サービス付帯、保険金額は無制限)を新設
2010年 1月	火災保険の商品改定(主に保険法に対応した約款への改定、料率の改定および商品簡素化による商品・特約の整理)
2010年 4月	自動車保険・傷害保険・その他新種保険の商品改定(主に保険法に対応した約款への改定および商品簡素化による商品・特約の整理)
2010年 7月	傷害保険の料率改定
2011年 3月	おとなの自動車保険(セゾン自動車保険)の販売開始 自動車保険の商品改定(保険料の改定、記名被保険者年齢別料率の採用 など)
2012年 3月	自動車保険の商品改定(保険料および追加保険料の分割払の実施、おとなの自動車保険に継続お早め割引・2台目割引を導入 など)

お客様相談室のご紹介

当社は、お客様からのお問合せ窓口として、『お客様相談室』を設置しています。『お客様相談室』では「お客様満足度の向上」をモットーに、お客様からの保険に関する様々なご相談や苦情を承る窓口として、迅速かつ的確にご説明、ご案内をしております。

お電話での受付時間は、平日・土・日・祝日（年末年始を除く）午前9:00～午後5:30となっています。

日ごろから「お客様の声」を真摯に受け止め、一人ひとりのお客様のニーズに応えることによって、お客様との信頼関係を築き上げていきます。また、お客様からのお申し出に関しては、ご満足・ご納得いただける解決策の提案を心がけ、頂戴したご意見等は当社の貴重な財産として業務改善につなげていきます。そして、当社は、お客様に納得感を持って選んでいただけるオンリーワンの保険会社をめざします。

なお、当社ホームページでは、「お客様からの苦情の受付状況」を四半期ごとに開示しております。

2011年度 苦情受付件数の内訳

項目	件数
1. 契約・募集行為	271
2. 契約管理・保全・集金	120
3. 保険金	336
4. その他	26
合計	753

(注) 苦情の定義

当社では、「お客様から不満足 of 表明のあったもの」は全て「苦情」と定義しております。

■お問い合わせは

お客様相談室: 0120-281-389

受付時間 午前9:00～午後5:30(年末年始を除く)

損害保険業界関連の紛争解決機関のご案内

< 手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関 >

一般社団法人 日本損害保険協会 「そんぽADRセンター」

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽ ADR センター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽ ADR センター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル(全国共通・通話料有料) 0570-022-808 IP 電話や PHS から 03-4332-5241

(受付時間: 平日の午前9時15分～午後5時)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

< 「そんぽADRセンター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関 >

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払をめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページ(http://www.jibai-adr.or.jp)をご参照ください。

公益財団法人 交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国10か所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページ(http://www.jcstad.or.jp)をご参照ください。

保険の仕組み

保険制度

損害保険とは、大数の法則に基づき、同じ危険にさらされている多数の人々が一定の保険料を拠出し、その中の誰かが偶然な一定の事故により損害を受けた場合、保険金を支払うという仕組みで、相互扶助の考え方に基づいています。

損害保険は個人や企業などを種々の危険や災害からお守りし、経済生活の安定を図るという重要な社会的役割を担っています。

保険契約の性格

損害保険契約とは、保険契約のうち、保険会社が一定の偶然な事故によって生じた損害を補償することを約束し、保険契約者は、この補償を受けるために保険料を支払うことを約束する契約で、保険法第2条に規定されています。

したがって、法律的には保険会社と保険契約者の間の双方の合意によって成立する有償・双務契約であり、また、意思表示に特別の方式が法定されていない不要式な諾成契約であるといえますが、保険実務では、多数の保険契約を迅速かつ確実に処理する必要があることから、「保険契約申込書」を使用し、契約締結の証として保険証券を交付しています。

再 保 険

再保険とは、保険会社が引き受けた保険取引による保険金支払責任を他の保険会社等に転嫁してリスクを軽減する仕組みで、他にリスクを転嫁することを「出再」といい、また、これとは逆に他の保険会社等からリスクを引き受けることを「受再」といいます。

当社では、大規模商業施設や航空機の保険および台風や地震等の大災害により巨額の保険金支払が発生する可能性のある保険については、再保険を効果的に利用し危険の平準化・分散化を図っています。また、受再保険については、リスクを精査のうえ、会社規模等を勘案し過大な支払責任を負うことのないよう、慎重な引き受けを行っております。

再保険取引にあたっては、資産、信用および営業状態等を考慮し、取引を行うことが適切と認められる相手先を選定しております。

約款について

約款の位置づけ

損害保険は、目に見えない無形の商品ですが、「保険会社と契約者双方の権利と義務」を具体的に箇条書きにしたものが保険約款です。保険会社が作成し、保険事業を監督する金融庁の認可を受けるか、届出を行っています。

約款には、同一保険種目の保険契約すべてに共通な契約内容を定めた「普通保険約款」と、個々の契約においてその内容を補完したり、修正したりする「特約」とがあります。

約款は実際上きわめて重要な役割を果たしており、保険会社と保険契約者・被保険者(保険の補償を受けられる方)双方の権利・義務を定めていることから、その内容は双方を拘束するものです。

契約時の留意事項

保険契約は、お客様と保険会社との約束ごとですので、契約に際しては、約款、特約の内容について十分な説明を受け、申込書の記載内容を十分にご確認いただいた上でご契約いただくことが大切です。

約款に関する情報提供方法

ご契約時にご注意いただきたい内容や保険契約の内容等については、約款とは別に各商品別の「パンフレット」、「重要事項等説明書」などに分かりやすく記載しています。

特に「重要事項等説明書」には、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を「契約概要」に、またご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を「注意喚起情報」に記載しております。ご契約される前に担当者より説明を受けるとともに、ご一読ください。

保険料について

保険料の収受・返れい(含、満期払戻)

保険料(分割払の場合は初回保険料)は、原則として契約締結と同時にお支払いいただくこととなっておりますが、商品によっては、「保険料後払」もあります。また、保険料の払い込みがないと、事故が起こっても保険金のお支払いができなくなりますので、ご注意ください。

特に、口座振替により保険料をお支払いいただく場合には、ご指定口座の残高にもご注意ください。残高不足等により、保険料のお引き落としができない場合には、ご加入いただいている保険契約が失効(契約の全部または一部の効力を、その時以降失うことをいいます。)・解除になることもあります。詳しくは、契約取扱者(営業担当者・代理店)までお問い合わせください。

保険期間中に危険の増加・減少などが生じたときは追加保険料のご請求や返れいを行い、また、ご契約者からのお申し出により保険契約を解除するときには、解約返れい金として返れいすることがあります。

積立普通傷害保険などの積立型保険では、ご契約時に定められた満期返れい金が、保険契約の満期時にご契約者に支払われます。保険期間中の運用利回りが、予定利率を上回った場合は、契約者配当金が支払われます。

保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可取得もしくは金融庁に届出をおこなったものを適用しています。

保険料は、通常、保険金額(ご契約金額)に保険料率を乗じて算出されます。この保険料は、一般に「純保険料」と「付加保険料」とによって構成されています。

「純保険料」とは、保険金の支払いに充てられる部分で、大数の法則に基づき算出されます。過去の統計等に基づいて予定原価が算定されるところに、損害保険の特徴があります。「付加保険料」とは、保険事業を運営するために必要な経費や利潤などに充てられる部分です。

保険金のお支払い

事故現場での 緊急措置	万一、保険事故が発生した場合には、以下の対応を優先してください。 (1) 負傷者の救護（応急措置や救急車の手配） (2) 危険防止措置（事故車両の移動や非常停止板・発煙筒による二次損害防止） (3) 所轄警察署・消防署への通報 また、相手方がある場合は、相手方の住所・氏名・連絡先をご確認ください。
事故のご連絡	緊急措置終了後、直ちに、当社の担当営業社員・営業所※、代理店または事故受付センターにご連絡ください。 ※営業所の連絡先は、96ページの「営業所・サービスセンターのご案内」をご覧ください。 ●24時間・365日 事故受付 専門の事故受付担当者が、24時間・365日、事故の受付を行います。 0120-002446 （自動車保険専用:通話料無料） 0120-251024 （自動車保険以外:通話料無料） ●休日も初期対応サービスを実施 ご連絡をいただいたその日から、当社の損害サービス部門の担当者が解決に向けた事故対応の手続きをすすめますので、事故によるお客様の精神的な負担も軽減されます。 対応時間:平日午前9時～午後5時半 土・日・祝日午前9時半～午後5時(年末年始を除く) ●提携修理工場のご案内 自動車事故にあわれたお客様に、当社が提携している自動車修理工場をご紹介します。事故車両を速やかに誘導するシステムです。提携修理工場はすべて当社が認定する基準をクリアした優良な工場ですので、安心してご利用いただけます。 ●損害サービス専門の担当者が直接担当 事故連絡を受けたあとは、専門の担当者が必要に応じ、相手方や修理業者などの関連者と連携をとりながら、事故対応・保険相談にお応えします。担当者はすべて、十分な教育、訓練、指導を受けた専門家ですので、安心してお任せください。 ●多項目のトラブルを一括対応 自動車事故では、一つの事故で、対人・対物・傷害などさまざまな保険が関連してくる場合があります。当社では、複数の保険種目にかかる事故も、原則、一人の担当者が一括して窓口対応しますので、手続きやお問合せが簡便です。
保険金支払額の 決定	保険金支払の対象となる事故であれば、医療機関の診断書や修理業者の修理見積書などを審査・検討した上で損害額を算出し、ご契約者、被保険者、被害者にご了解をいただいたうえで、支払保険金の額を決定いたします。 ●保険金支払いに関する「事故対応報告サービス」 事故連絡をされたご契約者に対し、事故対応状況の途中経過をご報告する中間案内はがきを送付しています。さらに、事故対応の進捗状況が複雑でわかりにくい自動車保険については、小冊子(自動車保険のお支払い保険金について)を作成し、事故のご連絡を受け付けた直後に送付しています。
保険金請求 書類のご提出	事故の内容や損害の程度により、必要な保険金請求書類をご提出いただいております。必要な書類は担当者がご案内いたします。 ●一定範囲の事故は電話で対応（保険金請求書類等の省略） 一定範囲の事故は、電話を有効活用。事故内容や損害程度などを電話で確認することで書類手続を省略し、迅速な保険金支払を可能にしました。
保険金のお支払い	ご契約内容と照らし合わせ、正当な保険金受取人の確認を行い、ご指定の金融機関口座へお振込みいたします。

資 料 編 目 次

Ⅲ. 業務に関する事項

事業の概況	P34
最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移	P36
主要な業務の状況を示す指標等	P37
保険契約に関する指標等	P40
経理に関する指標等	P42
資産運用に関する指標	P46
責任準備金残高の内訳	P54
期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)	P54
事故発生から期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	P55

Ⅳ. 保険会社の運営

内部統制システムの構築	P58
リスク管理の体制	P60
社外・社内の監査・検査体制	P61
法令遵守の体制	P62
第三分野保険に係る責任準備金の確認	P64
個人情報保護宣言	P64
勧誘方針	P65
反社会的勢力への対応に関する基本方針	P65
利益相反管理基本方針(概要)	P66

Ⅴ. 財産の状況

財務諸表	P70
リスク管理債権情報	P87
元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	P87
債務者区分に基づいて区分された債権	P88
ソルベンシー・マージン情報	P89
時価情報等	P91
その他	P93

Ⅵ. 付録

営業所・サービスセンターのご案内	P96
主な損害保険用語の解説	P97

Ⅲ. 業務に関する事項

事業の概況

事業の経過および成果等

当期における日本経済は、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響により厳しい状況にあるものの、生産や輸出に上向きの動きがみられ、設備投資や個人消費にも持ち直しの動きが続いております。一方、雇用情勢は厳しい状態が続いており、物価については穏やかなデフレ状況にあります。

損保業界においては、こうした経済状況を反映し、正味収入保険料はわずかながら増収となるも、国内外で発生した自然災害に伴う支払保険金の増加により保険引受利益は減益となるなど、厳しい経営環境となりました。

このような経営環境のもと、当社は、自動車通販事業を今後の中核的事业として強化するという経営戦略の実現に向けて、平成23年1月に発売を開始した通販型自動車保険『おとなの自動車保険』の販売促進ならびに各種インフラの整備などに取り組みました。

○損益の概況

当期の業績は以下のとおりとなりました。

損益状況に関して、収益の面で、保険引受収益は、正味収入保険料が14,479 百万円と対前期185百万円増収しましたが、支払備金が戻入から繰入に転じたこと等により、15,056 百万円と前期に対し116 百万円減少しました。一方、資産運用収益は、有価証券売却益が対前期89 百万円減少したこと等により、前期に比べ106 百万円減少し、232 百万円となりました。

一方、支出面では、保険引受費用は、損害調査費が1,076 百万円と対前期112 百万円増加したこと、責任準備金の繰入額が1,530 百万円と対前期633 百万円増加したことなどから、13,191 百万円と対前期953 百万円の増加となりました。資産運用費用は、有価証券売却損が0 百万円と対前期54 百万円減少したことなどから、78 百万円と前期より72 百万円減少しました。また、営業費及び一般管理費は、新規事業のための投資等により、8,356 百万円と前期より2,726 百万円増加いたしました。

以上の結果、当期の経常損益は、対前期3,737 百万円の減少となり、6,044 百万円の損失となりました。また、価格変動準備金戻入額など2 百万円を特別利益として、確定給付年金制度より確定拠出年金制度への移行時の損失など215 百万円を特別損失として計上し、法人税及び住民税21 百万円を差し引いた結果、当期の純損益は対前期3,953 百万円の減少となり、当期の純損失は6,279 百万円となりました。

財務内容の面では、自己資本比率は14.8%と対前期16.8 ポイント低下しました。また、新しい計算基準となったソルベンシー・マージン比率も713.2%と前期末に対し582.6 ポイント低下(新基準での比較)しました。

なお、保険引受の概況については、以下のとおりです。

正味損害率は、63.4%と前期に比べて3.7 ポイント上昇しました。

正味事業費率は、65.3%と前期に比べて15.8 ポイント上昇しました。

○ 保険種目の概況

また、主要保険種目毎の概況については、次のとおりです。

まず、主力の自動車保険につきましては、通販型自動車保険『おとなの自動車保険』の販売促進により、正味収入保険料が7,933 百万円、前期に比べて231 百万円、3.0%の増加となり、正味支払保険金が4,931 百万円と前期に比べて204 百万円減少した結果、正味損害率は70.7%と、前期に比べて4.1 ポイント低下しました。

火災保険につきましては、正味収入保険料が2,439 百万円と前期に比べて6.8%の減少となり、地震及び台風による保険金支払もあったため、保険金の正味損害率は31.5%と、前期に比べて21.2ポイント上昇しました。

傷害保険につきましては、正味収入保険料が2,793 百万円と107 百万円の増加となりました。正味損害率は73.2%と、前期に比べて3.9 ポイント上昇しました。

自動車損害賠償責任保険につきましては、正味収入保険料が446 百万円、前期に比べて1.5%の減収となりました。正味損害率は110.4%と、前期に比べ11.0 ポイント上昇しました。

その他の保険につきましては、正味収入保険料が、865 百万円と、前期に比べて30 百万円増加しました。正味損害率は29.9%と、前期に比べて6.8 ポイント上昇しました。

当社は、ダイレクトマーケットにおける中核的なポジションの確保を目指し、トップラインの拡大、収益性の向上に努めます。また、お客様一人ひとりに納得して選んでいただけるオンリーワンの保険会社を目指し、コンプライアンスならびにリスク管理態勢の強化、保険募集・保険金支払管理態勢等の確立に努めます。

○損益の仕組み

(単位:百万円)

保険引受収益	15,056			保険引受費用	13,191
正味収入保険料	14,479			正味支払保険金	8,102
収入積立保険料	527			損害調査費	1,076
積立保険料等運用益	49			諸手数料及び集金費	1,511
		保険引受に係る 営業費及び一般管理費	7,939	満期返戻金	734
		その他収支	△39	契約者配当金	0
		保険引受利益	△6,114	支払備金繰入額	230
				責任準備金繰入額	1,530
				為替差損	0
				その他保険引受費用	5
資産運用収益	232			資産運用費用	78
利息及び配当金収入	249			有価証券売却損	0
金銭の信託運用益	8			有価証券償還損	69
売買目的有価証券運用益	0			その他運用費用	8
有価証券売却益	16				
その他運用収益	7			営業費及び一般管理費	8,356
積立保険料等運用益振替	△49			その他経常費用	26
その他経常収益	319				
経常収益	15,608	経常損失(△)	△6,044	経常費用	21,653
特別利益	2			特別損失	215
				法人税及び住民税	21
		当期純損失(△)	△6,279		

(注)その他収支は、自動車損害賠償保険等に係る法人税等相当額などです。

最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

年 度 項 目	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
正味収入保険料 (対前期増減率)	13,250 (△3.8%)	13,251 (0.0%)	13,862 (4.6%)	14,294 (3.1%)	14,479 (1.3%)
経常収益 (対前期増減率)	16,476 (△1.2%)	15,086 (△8.4%)	15,570 (3.2%)	15,724 (1.0%)	15,608 (△0.7%)
経常利益または経常損失(△) (対前期増減率)	891 (149.4%)	△483 (△154.2%)	△768 (-)	△2,307 (-)	△6,044 (-)
当期純利益または当期純損失(△) (対前期増減率)	1,352 (246.9%)	△1,785 (△232.0%)	△797 (-)	△2,325 (-)	△6,279 (-)
資本金 (発行済株式総数)	3,610 (72千株)	3,610 (72千株)	8,610 (181千株)	8,610 (181千株)	8,610 (181千株)
純資産額	5,699	3,279	12,831	10,439	4,228
総資産額	27,050	24,460	34,342	33,049	28,598
自己資本比率	21.1%	13.4%	37.4%	31.6%	14.8%
積立勘定資産	3,317	3,137	2,871	2,437	2,246
責任準備金残高	14,201	13,903	14,413	15,310	16,840
貸付金残高	29	23	20	16	15
有価証券残高	20,969	19,650	19,223	23,104	19,469
ソルベンシー・マージン比率	1,173.9%	818.9%	1,945.3%	1,677.2%	713.2%
配当性向	-	-	-	-	-
従業員数	186名	191名	207名	263名	275名

(注) 1. 従業員数には直販社員(営業社員)を含みません。

2. ソルベンシー・マージン比率については、それぞれの年度末において適用される保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。したがって、年度間の数値の単純な比較は出来ません。なお、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されています。

3. 2010年度から、従業員数は就業人員数(社外への出向者を除き、社外からの出向者を含む)を記載しています。

主要な業務の状況を示す指標等

1.元受正味保険料(含む積立保険料)および従業員一人当たり保険料

(単位:百万円、%)

種 目	2009年度			2010年度			2011年度		
	金 額	構成比	増減率	金 額	構成比	増減率	金 額	構成比	増減率
火 災	2,612	15.8	77.8	3,510	20.3	34.3	3,459	19.7	△1.4
傷 害	4,591	27.8	16.9	4,968	28.7	8.2	5,094	29.1	2.5
自 動 車	8,202	49.6	△5.2	7,755	44.8	△5.4	7,990	45.6	3.0
自動車損害賠償責任	291	1.8	△10.2	243	1.4	△16.4	128	0.7	△47.0
そ の 他	847	5.1	△2.5	837	4.8	△1.3	857	4.9	2.5
合 計	16,546	100.0	8.6	17,315	100.0	4.6	17,531	100.0	1.2
従業員一人当たり 元受正味保険料 (含む積立保険料)	35		5.8	33		△4.7	33		0.1

(注) 1. 元受正味保険料(含む積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返れい金および元受その他返れい金を控除したものをいいます(積立型保険の積立保険料部分を含みます)。

2. 従業員一人当たり元受正味保険料(含む積立保険料) = 元受正味保険料(含む積立保険料) ÷ 従業員数(含む営業社員)

3. 2010年度から従業員数は、就業人員数としております。

2. 正味収入保険料

(単位:百万円、%)

種 目	2009年度			2010年度			2011年度		
	金 額	構成比	増減率	金 額	構成比	増減率	金 額	構成比	増減率
火 災	1,903	13.7	91.2	2,617	18.3	37.5	2,439	16.8	△6.8
傷 害	2,548	18.4	8.8	2,685	18.8	5.4	2,793	19.3	4.0
自 動 車	8,146	58.8	△5.2	7,702	53.9	△5.5	7,933	54.8	3.0
自動車損害賠償責任	412	3.0	△3.0	453	3.2	9.9	446	3.1	△1.5
そ の 他	851	6.1	△4.9	835	5.8	△1.9	865	6.0	3.7
合 計	13,862	100.0	4.6	14,294	100.0	3.1	14,479	100.0	1.3

(注) 正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

3. 受再正味保険料

(単位:百万円)

種 目	2009年度	2010年度	2011年度
火 災	12	13	9
傷 害	56	82	100
自 動 車	3	3	4
自動車損害賠償責任	313	370	405
そ の 他	68	60	64
合 計	454	530	584

(注) 受再正味保険料とは、受再保険料から受再解約返れい金および受再その他返れい金を控除したものをいいます。

4. 支払再保険料

(単位:百万円)

種 目	2009年度	2010年度	2011年度
火 災	714	902	1,028
傷 害	1,371	1,748	1,875
自 動 車	60	57	60
自動車損害賠償責任	191	160	87
そ の 他	64	62	57
合 計	2,403	2,931	3,108

(注) 支払再保険料とは、再保険料から再保険返れい金およびその他再保険収入を控除したものをいいます。

5. 解約返れい金

(単位:百万円)

年 度 種 目	2009年度	2010年度	2011年度
火 災	36	43	54
傷 害	144	115	97
自 動 車	44	50	47
自動車損害賠償責任	15	15	13
そ の 他	23	7	3
合 計	264	231	216

(注)解約返れい金とは、元受解約返れい金、受再解約返れい金および積立解約返れい金の合計額をいいます。

6. 保険引受利益

(単位:百万円)

年 度 種 目	2009年度	2010年度	2011年度
火 災	△483	△507	△965
傷 害	△89	△74	△87
自 動 車	△364	△1,943	△5,205
自動車損害賠償責任	-	-	-
そ の 他	76	156	144
合 計	△861	△2,369	△6,114

(単位:百万円)

年 度 項 目	2009年度	2010年度	2011年度
保 険 引 受 収 益	14,963	15,173	15,056
保 険 引 受 費 用	11,619	12,238	13,191
営業費及び一般管理費	4,250	5,343	7,939
そ の 他 収 支	44	39	△39
保 険 引 受 利 益	△861	△2,369	△6,114

(注)1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。

2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などです。

7. 正味支払保険金および正味損害率

(単位:百万円、%)

年 度 種 目	2009年度			2010年度			2011年度		
	金 額	構成比	正 味 損害率	金 額	構成比	正 味 損害率	金 額	構成比	正 味 損害率
火 災	209	2.8	12.3	243	3.2	10.3	715	8.8	31.5
傷 害	1,512	20.2	65.7	1,621	21.4	69.3	1,784	22.0	73.2
自 動 車	5,199	69.4	71.0	5,135	67.8	74.8	4,931	60.9	70.7
自動車損害賠償責任	391	5.2	101.9	415	5.5	99.4	462	5.7	110.4
そ の 他	180	2.4	24.1	156	2.1	23.1	208	2.6	29.9
合 計	7,494	100.0	60.0	7,571	100.0	59.7	8,102	100.0	63.4

(注)1. 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

3. 傷害保険は第三分野保険(医療、介護)を含みます。

8. 元受正味保険金

(単位:百万円)

種 目 \ 年 度	2009年度	2010年度	2011年度
火 災	245	252	7,458
傷 害	1,963	2,343	2,528
自 動 車	5,221	5,160	4,952
自動車損害賠償責任	334	353	302
そ の 他	153	136	175
合 計	7,918	8,247	15,417

(注)元受正味保険金とは、元受保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

9. 受再正味保険金

(単位:百万円)

種 目 \ 年 度	2009年度	2010年度	2011年度
火 災	0	0	287
傷 害	80	34	56
自 動 車	4	3	3
自動車損害賠償責任	391	415	462
そ の 他	50	22	39
合 計	527	475	849

(注)受再正味保険金とは、受再保険金から受再保険金戻入を控除したものをいいます。

10. 回収再保険金

(単位:百万円)

種 目 \ 年 度	2009年度	2010年度	2011年度
火 災	35	9	7,029
傷 害	531	756	800
自 動 車	26	28	24
自動車損害賠償責任	334	353	302
そ の 他	23	3	6
合 計	951	1,150	8,164

(注)回収再保険金とは、再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

保険契約に関する指標等

1. 保険契約に関する指標等－契約者配当金

積立保険（貯蓄型保険）では保険期間が終了し満期を迎えたご契約に対して満期返れい金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利率を上回った場合には、所定の計算により契約者配当金をお支払いいたしております。

満期を迎えられた契約者にお支払いした契約者配当金は以下のとおりです。

（満期返れい金100万円の場合）

払込方法 満期月 および保険期間		一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体扱契約
2011年3月	5年	0円	0円	0円	0円	0円
	10年	300円	0円	0円	0円	0円
2012年3月	5年	0円	0円	0円	0円	0円
	10年	0円	0円	0円	0円	0円

2. 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

（単位：％）

年 度 項 目	2009年度			2010年度			2011年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災	12.3	48.5	60.8	10.3	39.2	49.5	31.5	45.8	77.3
傷 害	65.7	43.6	109.3	69.3	41.3	110.6	73.2	40.2	113.4
自 動 車	71.0	40.5	111.5	74.8	57.3	132.1	70.7	84.6	155.3
自動車損害賠償責任	101.9	27.8	129.7	99.4	22.3	121.7	110.4	16.5	126.9
そ の 他	24.1	66.6	90.7	23.1	50.4	73.5	29.9	48.8	78.7
合 計	60.0	43.4	103.4	59.7	49.5	109.2	63.4	65.3	128.7

（注）1. 正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料

2. 正味事業費率＝（保険引受に係る営業費及び一般管理費＋諸手数料及び集金費）÷正味収入保険料

3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

3. 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

（単位：％）

年 度 項 目	2009年度			2010年度			2011年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災	31.8	105.5	137.3	27.0	106.3	133.3	59.4	110.0	169.4
傷 害	61.2	32.1	93.3	57.8	29.4	87.2	61.6	28.4	90.0
自 動 車	65.1	39.5	104.6	69.1	55.6	124.7	78.8	92.2	171.0
そ の 他	20.7	61.0	81.7	26.7	45.9	72.6	26.9	46.1	73.0
合 計	59.0	43.0	102.0	60.0	50.3	110.3	68.2	69.0	137.2

（注）1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

2. 発生損害率＝（出再控除前の発生損害額＋損害調査費）÷出再控除前の既経過保険料

3. 事業費率＝（支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷出再控除前の既経過保険料

4. 合算率＝発生損害率＋事業費率

5. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額

6. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額

7. 第三分野につきましては、販売量が極めて少なく有意な情報が得られないため、傷害に含めて表記しております。

4. 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区 分 \ 年 度	2009年度	2010年度	2011年度
国 内 契 約	100.0%	100.0%	100.0%
海 外 契 約	—%	—%	—%

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

5. 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合(%)
2010年度	8	96.95
2011年度	8	96.96

(注1) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1千万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。

(注2) 第三分野保険(保険業法施行規則第71条に基づき保険料積立金を積み立てない保険契約)の該当はありません。

6. 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A 以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合計
2010年度	100.0%	—	—	100.0%
2011年度	100.0%	—	—	100.0%

(注1) 特約再保険を1千万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

<格付区分の方法>

①スタンダード・アンド・プアーズ社の格付けを使用しています。

②この格付けがない場合はA. M. ベスト社の格付けを使用しています。この場合、A—以上は「A以上」、B++およびB+は「BBB以上」、B未満は「その他(格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。

(注2) 第三分野保険(保険業法施行規則第71条に基づき保険料積立金を積み立てない保険契約)の該当はありません。

7. 未収再保険金の推移

(単位:百万円)

		2009年度	2010年度	2011年度
1	年度開始時の未収再保険金	82	140	195
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	581	788	832
3	当該年度回収等	523	733	876
4	年度末の未収再保険金(1+2-3)	140	195	151

(注1) 地震・自賠責保険に係る金額を除いております。

(注2) 第三分野保険(保険業法施行規則第71条に基づき保険料積立金を積み立てない保険契約)の該当はありません。

経理に関する指標等

1. 保険契約準備金

(1) 支払備金

(単位:百万円)

種 目 \ 年 度	2009年度末	2010年度末	2011年度末
火 災	225	252	337
傷 害	1,268	1,269	1,296
自 動 車	3,187	2,886	2,994
自動車損害賠償責任	153	175	197
そ の 他	110	158	147
合 計	4,946	4,741	4,972

(2) 責任準備金

(単位:百万円)

種 目 \ 年 度	2009年度末	2010年度末	2011年度末
火 災	4,446	6,189	7,617
傷 害	4,255	3,672	3,177
自 動 車	3,086	2,859	3,561
自動車損害賠償責任	1,841	1,788	1,633
そ の 他	783	801	851
合 計	14,413	15,310	16,840

2. 責任準備金積立水準

区 分		2009年度末	2010年度末	2011年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	-	-	-
	標準責任準備金 対象外契約	平準純保険料式 又は全期チルメル式	平準純保険料式 又は全期チルメル式	平準純保険料式 又は全期チルメル式
積 立 率		100.0%	100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。

2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しております。

3. 積立率=(実際に積立している普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)

(1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)

(2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金

(3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

3. 引当金明細表

(単位:百万円)

区 分	2009年度 末残高	2010年度 増加額	2010年度減少額		2010年度 末残高	2011年度 増加額	2011年度減少額		2011年度 末残高	摘要
			目的使用	その他			目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	
	個別貸倒引当金	0	0	(※)0	0	0	-	(※)0	0	※洗替による取崩し
	計	0	0	-	0	0	-	0	0	
賞与引当金	206	217	206	-	217	225	217	-	225	
役員退職慰労引当金	34	7	-	-	42	9	-	-	51	
価格変動準備金	14	7	14	-	7	5	7	-	5	

4. 貸付金償却の額

該当ありません。

5. 損害率の上昇に対する経常利益の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除くすべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。		
計 算 方 法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額		
経常利益の減少額	2010年度	99百万円	(注)異常危険準備金残高の取崩額 23百万円
	2011年度	93百万円	(注)異常危険準備金残高の取崩額 24百万円

6. 事業費(含む損害調査費)

(単位:百万円)

年 度 区 分	2009年度	2010年度	2011年度
人 件 費	2,545	2,808	3,060
物 件 費	2,631	3,651	6,239
税金・拠出金等	161	126	130
火災予防拠出金および 交通事故予防拠出金	0	0	0
保険契約者保護機構 に対する負担金	7	7	2
諸手数料及び集金費	1,761	1,727	1,511
合 計	7,107	8,322	10,944

(注)金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費の合計額です。

7. 売買目的有価証券運用益明細表

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	2009年度	2010年度	2011年度
国 債 等	-	-	-
株 式	4	2	0
外 国 証 券	-	-	-
その他の有価証券	-	-	-
合 計	4	2	0

8. 売買目的有価証券運用損明細表

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	2009年度	2010年度	2011年度
国 債 等	-	-	-
株 式	1	0	0
外 国 証 券	-	-	-
その他の有価証券	-	-	-
合 計	1	0	0

9. 有価証券売却益明細表

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	2009年度	2010年度	2011年度
国 債 等	-	52	16
株 式	3	53	-
外 国 証 券	68	-	-
その他の有価証券	-	-	-
合 計	71	106	16

10. 有価証券売却損明細表

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	2009年度	2010年度	2011年度
国 債 等	-	-	-
株 式	-	0	-
外 国 証 券	76	53	-
その他の有価証券	-	-	0
合 計	76	54	0

11. 有価証券評価損明細表

(単位:百万円)

年 度 区 分	2009年度	2010年度	2011年度
国 債 等	-	-	-
株 式	-	-	-
外 国 証 券	-	-	-
その他の有価証券	-	-	-
合 計	-	-	-

12. 減価償却費明細表

(単位:百万円、%)

資産の種類	取得原価	2011年度 償却額	2011年度末 残高	償却累計額	償却累計率
有 形 固 定 資 産					
建 物	135	3	15	120	88.9
リ ー ス 資 産	520	101	305	215	41.4
その他の有形固定資産	52	0	2	50	95.9
有 形 固 定 資 産 計	708	105	322	385	54.5
無 形 固 定 資 産					
ソ フ ト ウ ェ ア	3,148	480	2,205		
リ ー ス 資 産	59	11	45		
無 形 固 定 資 産 計	3,208	492	2,251		

(注)建物及びその他の有形固定資産の減価償却は定率法により行っております。

13. 固定資産処分益

該当ありません。

14. 固定資産処分損

(単位:百万円)

年 度 区 分	2009年度	2010年度	2011年度
不 動 産	0	2	0
土 地	-	-	-
建 物	0	2	0
リ ー ス 資 産	-	-	1
その他の有形固定資産	0	-	-
合 計	0	2	1

15. 賃貸用不動産等減価償却明細

該当ありません。

1. 資産運用の方針

契約者の皆さまからいただいた保険料からなる資産の運用にあたっては、将来の保険金支払に備えるべく、流動性の高い運用資産のウェイトを厚目に確保すると共に、債券を中心に分散投資を行ない、運用の多様化、効率化を図る一方、価格変動リスクの大きい資産の保有割合を圧縮するなどリスクの軽減化策にも努め、安定収益の実現に向け取り組んでおります。

また、総資産のうち約8%が満期時に満期返れい金をお支払いする積立保険（貯蓄型保険）の資産であることから、安全性には特段の注意を払い、資産と負債のマッチングを図りつつ、効率的な運用を行うことにより総合的な運用収益向上に努めております。

資産運用リスクの管理におきましても、保有資産の価格変動リスク、信用リスク等を計量的に捉え、リスク量がどのレベルにあるかを逐次把握し、リスク管理・コンプライアンス委員会等で資産内容の状況をウォッチするなど、リスク管理には十分な配慮を行なうよう努めております。

2. 現金および預貯金の推移

(単位:百万円)

年 度 区 分	2009年度末	2010年度末	2011年度末
現 金	13	5	8
預 貯 金	10,782	4,022	2,539
郵便振替・郵便貯金	32	250	194
当 座 預 金	683	3,659	2,285
普 通 預 金	10,066	113	59
通 知 預 金	-	-	-
定 期 預 金	-	-	-
外 貨 預 金	-	-	-
合 計	10,796	4,028	2,548

3. 運用資産及び総資産の推移

(単位:百万円、%)

年 度 区 分	2009年度末		2010年度末		2011年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
預 貯 金	10,782	31.4	4,022	12.2	2,539	8.9
コ ー ル ロ ー ン	-	-	-	-	-	-
買 現 先 勘 定	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	1,316	3.8	1,316	4.0	1,324	4.6
有 価 証 券	19,223	56.0	23,104	69.9	19,469	68.1
う ち 株 式	137	0.4	166	0.5	154	0.5
貸 付 金	20	0.1	16	0.0	15	0.1
土 地 ・ 建 物	15	0.0	17	0.1	15	0.1
運 用 資 産	31,359	91.3	28,477	86.2	23,364	81.7
総 資 産	34,342	100.0	33,049	100.0	28,598	100.0

4. 利息及び配当金収入の額及び運用資産利回り(インカム利回り)の推移 (単位:百万円、%)

区 分	2009年度		2010年度		2011年度	
	収入金額	利回り	収入金額	利回り	収入金額	利回り
預 貯 金	0	0.00	2	0.04	0	0.00
コ ー ル ロ ー ン	-	-	-	-	-	-
買 現 先 勘 定	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	10	0.75	14	1.00	15	1.09
有 価 証 券	302	1.59	278	1.27	247	1.21
う ち 株 式	1	3.04	3	5.11	2	4.83
貸 付 金	0	2.50	0	2.65	0	1.74
土 地 ・ 建 物	-	-	-	-	-	-
小 計	313	1.41	295	0.99	263	1.07
そ の 他	2		2		1	
合 計	316		297		264	

(注)運用資産利回り(インカム利回り)

資産運用に係る成果をインカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標です。

分子を「利息及び配当金収入」、分母を「取得原価又は償却原価による平均残高」として算出しています。

5. 資産運用利回り(実現利回り) (単位:百万円、%)

区 分	2009年度			2010年度			2011年度		
	損益の額	平均 運用額	利回り	損益の額	平均 運用額	利回り	損益の額	平均 運用額	利回り
預 貯 金	0	1,770	0.00	2	6,322	0.04	0	2,702	0.00
コ ー ル ロ ー ン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買 現 先 勘 定	-	-	-	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-	-	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	67	1,392	4.82	0	1,402	0.02	8	1,406	0.58
有 価 証 券	265	18,985	1.40	241	21,982	1.10	199	20,518	0.97
公 社 債	193	14,667	1.32	239	18,047	1.33	179	17,904	1.00
株 式	9	64	14.13	58	60	96.81	3	53	6.44
外 国 証 券	25	3,156	0.82	△84	2,021	△4.16	△46	1,122	△4.14
その他の証券	36	1,096	3.33	28	1,853	1.52	63	1,437	4.39
貸 付 金	0	22	2.50	0	16	2.65	0	15	1.74
土 地 ・ 建 物	-	19	-	-	22	-	-	18	-
金 融 派 生 商 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	△2	-	-	△3	-	-	△4	-	-
合 計	330	22,190	1.49	241	29,746	0.81	203	24,661	0.83

(注)資産運用利回り(実現利回り)

資産運用に係る成果を当年度の期間損益への寄与の観点から示す指標です。

分子を「資産運用収益」+「積立保険料等運用益」-「資産運用費用」、分母を「取得原価又は償却原価による平均残高」として算出しています。

6. (参考)時価総合利回り

(単位:百万円、%)

年 度 区 分	2009年度			2010年度			2011年度		
	損益の額	平均 運用額	利回り	損益の額	平均 運用額	利回り	損益の額	平均 運用額	利回り
預 貯 金	0	1,770	0.00	2	6,322	0.04	0	2,702	0.00
コ ー ル ロ ー ン	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買 現 先 勘 定	-	-	-	-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	-	-	-	-	-	-	-	-	-
商 品 有 価 証 券	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金 銭 の 信 託	67	1,250	5.37	0	1,317	0.03	8	1,312	0.63
有 価 証 券	715	18,934	3.78	159	22,381	0.71	277	20,835	1.33
公 社 債	457	14,640	3.12	160	18,284	0.88	212	18,062	1.18
株 式	58	90	65.09	96	135	71.37	△9	166	△5.44
外 国 証 券	48	3,035	1.61	△102	1,922	△5.34	△3	1,005	△0.32
その他の証券	150	1,167	12.87	5	2,039	0.26	77	1,599	4.83
貸 付 金	0	22	2.50	0	16	2.65	0	15	1.74
土 地 ・ 建 物	-	19	-	-	22	-	-	18	-
金 融 派 生 商 品	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	△2	-	-	△3	-	-	△4	-	-
合 計	780	21,997	3.55	159	30,060	0.53	281	24,884	1.13

(注) 実現利回りにその他有価証券の評価差額等を加味したもので時価ベースでの運用効率を示す指標です。

分子を[資産運用収益]+[積立保険料等運用益]-[資産運用費用]+[当期末評価差額]-[前期末評価差額]、分母を[取得原価又は償却原価による平均残高]+[その他の有価証券に係る前期末評価差額]+[金銭の信託および売買目的有価証券に係る前期末評価損益]で算出しています(評価差額は税効果控除前の金額による)。

7. 海外投融資残高及び構成比及び利回り

(単位:百万円、%)

年 度 区 分	2009年度末		2010年度末		2011年度末	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
外 公 社 債	1,436	56.1	784	58.3	449	55.8
外 株 式	-	-	-	-	-	-
外 所 の 他	121	4.7	58	4.4	54	6.8
建 外 貨 建 資 産 計	1,557	60.9	843	62.7	504	62.7
円 非 居 住 者 貸 付	-	-	-	-	-	-
建 公 社 債 (円 建 外 債)	1,001	39.1	502	37.3	300	37.3
建 そ の 他	-	-	-	-	-	-
円 貨 建 資 産 計	1,001	39.1	502	37.3	300	37.3
合 計	2,559	100.0	1,345	100.0	805	100.0
海 外 投 資 利 回 り						
運用資産利回り(インカムリターン)		2.18		2.68		2.06
資産運用利回り(実現利回り)		0.82		△4.16		△4.14
(参考)時価総合利回り		1.61		△5.34		△0.32

8. 商品有価証券

該当ありません。

9. 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位:百万円、%)

区 分	年 度	2009年度末		2010年度末		2011年度末	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
国	債	4,111	21.4	8,543	37.0	6,871	35.3
地 方	債	616	3.2	1,453	6.3	1,781	9.2
社	債	10,414	54.2	9,390	40.6	8,652	44.4
株	式	137	0.7	166	0.7	154	0.8
外 国	証 券	2,559	13.3	1,345	5.8	805	4.1
そ の 他	の 証 券	1,383	7.2	2,205	9.5	1,204	6.2
合 計		19,223	100.0	23,104	100.0	19,469	100.0

10. 保有有価証券利回り

(単位:%)

区 分	年 度	2009年度			2010年度			2011年度		
		運用資産利回り (インカム利回り)	資産運用利回り (実現利回り)	(参考) 時価総合利回り	運用資産利回り (インカム利回り)	資産運用利回り (実現利回り)	(参考) 時価総合利回り	運用資産利回り (インカム利回り)	資産運用利回り (実現利回り)	(参考) 時価総合利回り
公 社	債	1.30	1.32	3.12	1.04	1.33	0.88	0.91	1.00	1.18
株	式	3.04	14.13	65.09	5.11	96.81	71.37	4.83	6.44	△5.44
外 国	証 券	2.18	0.82	1.61	2.68	△4.16	△5.34	2.06	△4.14	△0.32
そ の 他	の 証 券	3.71	3.33	12.87	1.82	1.52	0.26	4.11	4.39	4.83
合 計		1.59	1.40	3.78	1.27	1.10	0.71	1.21	0.97	1.33

(注)利回りの計算方法は4、5、6の注記のとおりです。

11. 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	残存期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
2010年度末	国	4,016	1,715	834	1,270	707	-	8,543
	地 方	101	-	405	633	314	-	1,453
	社	1,961	4,073	1,895	1,143	316	-	9,390
	株	-	-	-	-	-	166	166
	外 国	523	640	181	-	-	-	1,345
	その他の有価証券	4	-	967	87	-	1,146	2,205
	合 計	6,606	6,429	4,283	3,134	1,338	1,312	23,104
2011年度末	国	1,402	717	1,696	2,227	827	-	6,871
	地 方	-	206	304	957	313	-	1,781
	社	2,814	3,000	1,137	1,484	214	-	8,652
	株	-	-	-	-	-	154	154
	外 国	300	504	-	-	-	-	805
	その他の有価証券	-	-	-	83	-	1,121	1,204
	合 計	4,517	4,429	3,139	4,752	1,356	1,275	19,469

(注)10年超には期間の定めのないものを含んでいます。

12. 業種別保有株式の額

(単位:千株、百万円、%)

区 分	2009年度末			2010年度末			2011年度末		
	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比
輸 送 用 機 器	20	4	3.4	20	3	2.4	20	2	1.9
商 業	12	19	14.3	12	20	12.0	12	20	13.3
金 融 保 険 業	57	6	4.4	50	2	1.7	50	3	2.4
情 報 ・ 通 信 業	22	19	14.5	22	31	18.6	22	30	19.9
陸 運 業	134	50	37.0	67	68	41.0	67	49	32.3
サ ー ビ ス 業	3	36	26.6	3	40	24.2	3	46	30.2
合 計	249	137	100.0	175	166	100.0	175	154	100.0

(注) 1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。

2. 陸運業は空運業を含んでいます。また小売業は商業として、その他金融業は金融保険業として記載しています。

13. 貸付金の残存期間別の残高

(単位:百万円)

区 分	残存期間							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超		
2010年度末	貸 付 金	16	-	-	-	-	-	16
	変 動 金 利	-	-	-	-	-	-	-
	固 定 金 利	16	-	-	-	-	-	16
	うち国内企業向け	-	-	-	-	-	-	-
	変 動 金 利	-	-	-	-	-	-	-
	固 定 金 利	-	-	-	-	-	-	-
2011年度末	貸 付 金	15	-	-	-	-	-	15
	変 動 金 利	-	-	-	-	-	-	-
	固 定 金 利	15	-	-	-	-	-	15
	うち国内企業向け	-	-	-	-	-	-	-
	変 動 金 利	-	-	-	-	-	-	-
	固 定 金 利	-	-	-	-	-	-	-

14. 担保別貸付金残高

(単位:百万円、%)

区 分	2009年度末		2010年度末		2011年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
担 保 貸 付	-	-	-	-	-	-
有価証券担保貸付	-	-	-	-	-	-
不動産・動産・財団担保貸付	-	-	-	-	-	-
指名債権担保貸付	-	-	-	-	-	-
保 証 貸 付	-	-	-	-	-	-
信 用 貸 付	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
一 般 貸 付 計	-	-	-	-	-	-
約 款 貸 付	20	100.0	16	100.0	15	100.0
合 計	20	100.0	16	100.0	15	100.0
(うち劣後特約付貸付)	-	-	-	-	-	-

15. 使途別の貸付金残高及び構成比

(単位:百万円、%)

区 分	2009年度末		2010年度末		2011年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	20	100.0	16	100.0	15	100.0
設 備 資 金	-	-	-	-	-	-
合 計	20	100.0	16	100.0	15	100.0

16. 業種別の貸付残高及び貸付残高の合計に対する割合

(単位:百万円、%)

区 分	2009年度末		2010年度末		2011年度末	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
農 林 ・ 水 産 業	-	-	-	-	-	-
鉱業・採石業・砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建 設 業	-	-	-	-	-	-
製 造 業	-	-	-	-	-	-
卸 売 業 ・ 小 売 業	-	-	-	-	-	-
金 融 業 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-	-
不動産業・物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-
運 輸 業 ・ 郵 便 業	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業 等	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-
(うち個人住宅・消費者ローン)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
小 計	-	-	-	-	-	-
公 共 団 体	-	-	-	-	-	-
公 社 ・ 公 団	-	-	-	-	-	-
約 款 貸 付	20	100.0	16	100.0	15	100.0
合 計	20	100.0	16	100.0	15	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じています。

17. 規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

18. 貸付金地域別内訳

該当ありません。

19. 劣後特約付貸付残高

該当ありません。

20. 有形固定資産明細表

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	2009年度末	2010年度末	2011年度末
土 地	-	-	-
営 業 用	-	-	-
建 物	15	17	15
営 業 用	15	17	15
土 地・建 物 合 計	15	17	15
営 業 用	15	17	15
不 動 産 計	15	17	15
営 業 用	15	17	15
リ ー ス 資 産	151	365	305
その他の有形固定資産	3	2	2
合 計	171	385	322

21. 支払承諾の残高内訳

該当ありません。

22. 支払承諾見返の担保別内訳

該当ありません。

23. 長期性資産

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	2009年度末	2010年度末	2011年度末
長 期 性 資 産	2,875	2,446	2,250

(注)長期性資産は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金等の合計額を表示しております。

24. 公共関係投融資の推移(新規引受ベース)

該当ありません。

25. 住宅関連融資

該当ありません。

26. 各種ローン金利

(単位:%)

適用期間				一般貸付標準金利 (長期プライムレート)
2010年度	2010年 4月 1日	～	2010年 4月 8日	1.60
	2010年 4月 9日	～	2010年 5月 10日	1.65
	2010年 5月 11日	～	2010年 6月 9日	1.60
	2010年 6月 10日	～	2010年 8月 9日	1.45
	2010年 8月 10日	～	2010年 9月 9日	1.40
	2010年 9月 10日	～	2010年 10月 7日	1.45
	2010年 10月 8日	～	2010年 11月 9日	1.30
	2010年 11月 10日	～	2010年 12月 9日	1.40
	2010年 12月 10日	～	2011年 1月 11日	1.60
	2011年 1月 12日	～	2011年 2月 9日	1.50
	2011年 2月 10日	～	2011年 3月 9日	1.65
	2011年 3月 10日	～	2011年 3月 31日	1.60
2011年度	2011年 4月 1日	～	2011年 4月 7日	1.60
	2011年 4月 8日	～	2011年 5月 9日	1.70
	2011年 5月 10日	～	2011年 6月 9日	1.55
	2011年 6月 10日	～	2011年 8月 9日	1.50
	2011年 8月 10日	～	2011年 9月 8日	1.35
	2011年 9月 9日	～	2012年 3月 8日	1.40
	2012年 3月 9日	～	2012年 3月 31日	1.35

27. 特別勘定に関する指標

該当ありません。

責任準備金残高の内訳

(単位:百万円)

種 目	内 訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金	危険準備金Ⅱ	合計
2010 年度末	火 災	5,041	1,023	117	0	6	6,189
	傷 害	347	993	2,326	2	2	3,672
	自 動 車	2,365	493	-	-	0	2,859
	自動車損害賠償責任	1,788	-	-	-	-	1,788
	そ の 他	288	512	-	-	0	801
	合 計	9,831	3,023	2,443	2	8	15,310
2011 年度末	火 災	6,378	1,121	108	0	7	7,617
	傷 害	333	699	2,138	3	2	3,177
	自 動 車	3,052	508	-	-	0	3,561
	自動車損害賠償責任	1,633	-	-	-	-	1,633
	そ の 他	307	543	-	-	0	851
	合 計	11,706	2,873	2,246	3	10	16,840

期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故 に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故 に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2007年度	5,081	2,693	2,199	187
2008年度	5,100	3,185	2,414	△499
2009年度	5,356	3,118	2,221	16
2010年度	5,283	3,241	2,043	△1
2011年度	4,963	3,311	2,079	△427

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。

2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－(前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●傷害

(単位:百万円)

事故発生年度		2007年度			2008年度			2009年度			2010年度			2011年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	1,254			1,910			2,246			2,289			2,387		
	1 年 後	1,538	1.23	284	1,959	1.03	48	2,299	1.02	53	2,518	1.10	229			
	2 年 後	1,447	0.94	△90	1,905	0.97	△53	2,241	0.97	△58						
	3 年 後	1,425	0.98	△21	1,907	1.00	2									
	4 年 後	1,431	1.00	6												
最終損害見積り額		1,431			1,907			2,241			2,518			2,387		
累 計 保 険 金		1,428			1,892			2,168			2,214			1,068		
支 払 備 金		2			15			72			304			1,319		

●自動車

(単位:百万円)

事故発生年度		2007年度			2008年度			2009年度			2010年度			2011年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	5,382			4,821			4,758			4,921			4,818		
	1 年 後	5,355	1.00	△26	4,926	1.02	104	4,823	1.01	65	5,012	1.02	91			
	2 年 後	5,347	1.00	△7	4,886	0.99	△40	4,879	1.01	56						
	3 年 後	5,299	0.99	△47	4,926	1.01	40									
	4 年 後	5,335	1.01	36												
最終損害見積り額		5,335			4,926			4,879			5,012			4,818		
累 計 保 険 金		5,165			4,765			4,706			4,349			3,274		
支 払 備 金		170			161			172			663			1,544		

●賠償責任

(単位:百万円)

事故発生年度		2007年度			2008年度			2009年度			2010年度			2011年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	57			48			72			47			112		
	1 年 後	51	0.89	△6	52	1.08	3	127	1.76	55	31	0.66	△16			
	2 年 後	47	0.93	△3	52	0.99	△0	115	0.91	△11						
	3 年 後	45	0.97	△1	50	0.97	△1									
	4 年 後	47	1.03	1												
最終損害見積り額		47			50			115			31			112		
累 計 保 険 金		46			49			114			31			23		
支 払 備 金		0			0			1			0			88		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

IV. 保険会社の運営

内部統制システムの構築

当社は、2006年5月31日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、基本方針に基づく内部統制の整備を行っております。(最終改定:2011年5月18日 一部改定)
下記は、決議された基本方針の概要であります。

《内部統制システム構築の基本方針》

当社は、NKSJホールディングス株式会社および株式会社損害保険ジャパンの定めるグループの各種基本方針をふまえ、以下に定める体制を整備し、もって当社における業務の適正を確保し、企業統治の質の向上を図る。

なお、本基本方針に基づく統制状況を適切に把握および検証し、体制の充実に努める。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報管理に関する規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を体系的に保存し、管理する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務遂行に伴うリスクのうち会社経営に重大な影響を及ぼし得る保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等について、取締役会が定める「リスク管理基本方針」ならびにリスク管理に関する規程に基づき、個々のリスクを把握、管理する体制およびこれらのリスクを統合、管理する体制を整備する。

また、大規模自然災害等の危機発生時における主要業務の継続および早期復旧の実現を図り、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図る。

3. 取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会を原則毎月、および必要に応じて随時開催して経営論議を深めるとともに、適宜情報交換を行うなど取締役間の連携を図る。

(2) 当社の重要な業務執行に関する事項について、経営会議(原則月二回開催)にて協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図る。

(3) 執行役員制度を採用して執行責任を分掌させるとともに、使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、組織に関する規程において組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲、執行手続の細目などを網羅的に定める。

4. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備する。

(1) 取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令等に適合していることを確認する。

(2) 「コンプライアンス基本方針」を定め、コンプライアンス態勢の整備を図るとともに、役職員が「NKSJグループ コンプライアンス行動規範」を遵守して行動するよう、周知徹底を図る。

(3) 役職員の行動基準となるコンプライアンス・マニュアルの整備および周知徹底ならびにこれに基づく教育・研修の実施を行うとともに、コンプライアンスに関する統括部署において、コンプライアンス課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗を管理する。

(4) 取締役会の傘下にリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進態勢の整備に係る立案および進捗状況管理などを所管させる。

(5) 不祥事件等の社内の報告、調査、内部通報、内部監査等の制度を整備し、是正、届出、再発防止等の対応を的確に行う。

(6) 「顧客情報管理態勢の構築・確保に係る基本方針」を定め、顧客情報の管理等を適切に行う。

(7) 「利益相反管理基本方針」を定め、顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の管理を適切に行う。

(8) 「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現する。

5. 財務報告の適切性を確保するための体制

当社は、当社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。

6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するために、以下の体制を構築する。

(1) 親会社との間で締結する覚書等に従い、親会社に対して適切に承認を求め、また、報告を行う。

(2) NKSJグループの各種基本方針を周知し、これに則った体制の実効性を確保する。

-
- (3)グループの経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、親会社への的確な情報提供等を通じてグループ全体の経営管理等に関する重要事項の経営判断の適切性を確保する。
 - (4)当社が関与する重要なグループ内取引、業務提携、事業再編等を適切に把握し、グループ内取引等の公正性および健全性の確保に寄与する。

- 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会において協議し、使用人の中から監査役補助者を選任することとする。
- 8. 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、監査役補助者の選任、解任、人事上の評価、処遇の決定等にあたっては、監査役補助者に関する規程に基づき、監査役会の意見を聞き、またはその同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。また、監査役補助者はその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および業務執行の責任者等から指揮命令を受けない。
- 9. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社は、監査役会の同意を得て、取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期を定め、もって監査役の監査の実効性の向上を図る。
取締役および使用人は、上記の定めに基づく報告を確実に行う。また、監査役が当該定めのない事項について報告を求めるときであっても、速やかに対応する。
さらに、監査役が取締役の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に適宜報告する。
- 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役が本社各部門および営業所・サービスセンター等に立ち入って監査を行う場合その他監査役が協力を求める場合（NKSJホールディングス株式会社および株式会社損害保険ジャパンの監査役が協力を求める場合を含む。）は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力する。また、監査役に経営会議その他重要な会議への出席を求める。
- 11. 内部監査の実効性を確保するための体制
当社は、内部監査の実効性を確保するため、内部監査部門の被監査部門からの独立性を確保するとともに、「内部監査規程」等を整備し、監査計画に基づき適切に内部監査を実施する。

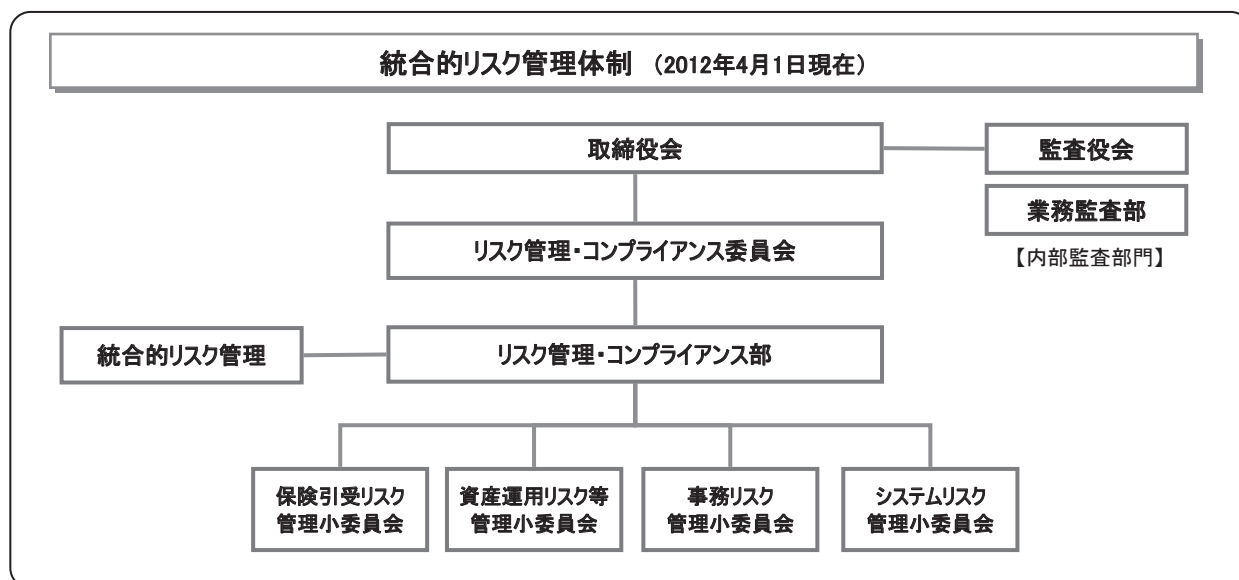
リスク管理の体制

1. リスク管理基本方針

当社は、「NKSJグループ リスク管理基本方針」、株式会社損害保険ジャパンが定める「損保ジャパングループ リスク管理基本方針」および当社の経営方針をふまえ、取締役会において「リスク管理基本方針」を制定しています。この基本方針は、当社が抱えるリスクの状況を的確に把握した上で、不測の損失を回避し、適切にリスクをコントロールすることで財務の健全性を確保するとともに、企業価値の最大化を目的とするERM態勢を構築することを目的としています。また、この基本方針に基づき「統合的リスク管理規程」を制定し、リスク管理に関する組織体制や業務の遂行に関する重要な事項を定めています。

2. リスク管理体制

当社のリスク管理体制は、リスク管理およびコンプライアンスに関し専門的で深度ある経営論議を行うため、取締役会の直轄組織として社長を委員長、役員を委員とする「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置しており、管理すべきリスクを「保険引受リスク」、「資産運用リスク」、「事務リスク」、「システムリスク」に区分して、各々にリスク管理小委員会を設置する体制としています。各リスク管理小委員会が所管する各々のリスクについては、リスク管理部門との連携のもと、リスク発生部門と相互牽制を図り、リスクの所在の把握、リスクの定量化およびリスク特性に応じた管理を行い、リスク管理・コンプライアンス部が、すべてのリスクを横断して統合的に管理する体制としています。



3. 統合的リスク管理

当社では、定性・定量の両面から統合的リスク管理を行い、リスクを適切にコントロールするよう努めています。また、大規模な自然災害や金融市場の混乱などを想定したストレス・テストを実施することで、会社経営の健全性に与える影響を検証しています。

4. 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。

当社では、収支管理を継続的に実施し、必要に応じて商品内容の改定や引受条件の見直しを行うなど、適時適切な措置を講じてリスクの回避に努めています。また、大規模な自然災害(地震・風水災)については、出再先の健全性も踏まえ再保険による対応により、適切にリスクをコントロールしています。

5. 資産運用リスク

資産運用リスクとは、保有する資産・負債(オフ・バランスを含みます。)の価値が変動することにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、資産の健全性と安定的な収益確保を重視する観点から、不動産投資は行わず、円建債券を中心とした資産運用を行っています。

6. 流動性リスク

流動性リスクとは、巨大災害での資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクや、市場の混乱などにより市場において取引ができず、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、巨大災害発生時の保険金支払いなどの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されているかを把握するなど適切なリスク管理を行い、リスクの発現防止に努めています。

7. 事務リスク

事務リスクとは、役職員などが正確な事務を行わなかったり、事故・不正などを起こすことにより、お客様に対する業務品質が低下したり、会社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、規程・マニュアルを整備するとともに、不具合の発生や環境の変化に応じて適宜見直しを行い、コンプライアンス推進と一体となって事務リスクの低減に向けた体制強化に取り組んでいます。

8. システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンもしくは誤作動など、システムの不備などに伴い保険会社が損失を被るリスク、またはコンピュータが不正に使用されることにより保険会社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、情報資産保護の基本方針(セキュリティポリシー)を定め、リスク発現防止に努めています。また、お客様の大切な情報を取り扱うことから、個人情報への漏えい防止も重要なリスク管理項目として位置付け、お客様のデータの取り扱いやネットワーク上でのセキュリティに関して万全の安全対策を講じています。

【再保険】

1. 再保険とは

保険会社は、保険金支払責任を果たし、事業の安定を図るために、保険金支払責任の一部を他の保険会社に転嫁して、リスクの平準化と分散化を図っています。このような保険会社間の保険取引を「再保険」といい、他の保険会社に保険金支払責任を転嫁することを「出再」、逆に他の保険会社から引き受けることを「受再」といいます。また、出再・受再を考慮した最終的な自社の保険責任を「保有」といいます。

2. 出再の方針

当社では、正味事業収支の長期安定化を図ることを主要出再方針としています。保有額については、経営の健全性を損なわない適正な限度額を設定し、最適な出再スキーム(出再額、出再方式、自然災害リスクへの対応等)の構築に努めています。また、出再先の選定にあたっては、主要格付機関による格付を参考に社内格付を定め、信用度の高い再保険会社に出再しています。

なお、地震災害リスクや台風災害リスクは、ひとたび発生すると巨額の保険金支払責任を負う可能性があるため、巨大災害発生時の予想最大損害額を定量的に把握し、リスクと資本の状況などを考慮して、主として超過損害額再保険を手配しています。

3. 受再の方針

受再については抑制的な引受方針としており、慎重に対処しています。

社外・社内の監査・検査体制

1. 社内の監査体制

当社では、会社法に基づき監査役が取締役の職務執行に係る監査を行っているほか、内部監査部門として業務監査部を置き、他部門・組織との相互牽制の下、各部門の業務遂行状況(内部管理態勢等)の適切性・有効性・効率性を検証し、必要に応じて問題点の指摘、改善に向けた提言を行うなど、実効性の高い監査に努めております。

2. 社外の監査・検査体制

当社は、保険業法の定めによる金融庁及び財務省財務局の検査を受けることになっております。また、2011年度の計算書類につきましては会社法に基づき、新日本有限責任監査法人の会計監査を受けております。

法令遵守の体制

1. コンプライアンス基本方針

当社は、保険事業の高い公共的使命および社会的責任を常に認識し、法令等のルールや社会規範および企業倫理に則った適正な企業活動を通じて、お客さまに最高品質の安心とサービスを提供し、社会から信頼される企業グループを目指すため、「NKSJグループ コンプライアンス基本方針」および「損保ジャパングループ コンプライアンス基本方針」に基づき、取締役会において以下の基本方針を定めています。

(1) コンプライアンスを大前提とした経営姿勢のたゆまぬ表明

当社の経営陣・マネジメント層は、事業遂行にあたり、常にコンプライアンスが大前提であることを表明し続けるとともに、具体的な行動で率先垂範する。

(2) 法令等遵守と社会規範・企業倫理に基づく行動の実践

当社の役職員は、法令等を厳格に遵守し、社会規範および企業倫理に準拠した適正な企業活動を遂行する。また、活動にあたっては、常に「NKSJグループ コンプライアンス行動規範」を基準として、自ら考え、判断し、行動する。

(3) 適正な業務を遂行する態勢の構築

当社は、お客さまに一層の安心・サービスを提供するために、適正な業務を継続して遂行できる態勢を構築する。

(4) 問題の早期把握と組織的な解決

当社は、業務の中で発生するさまざまなコンプライアンス上の課題を、組織として早期に発見・共有し、解決する。

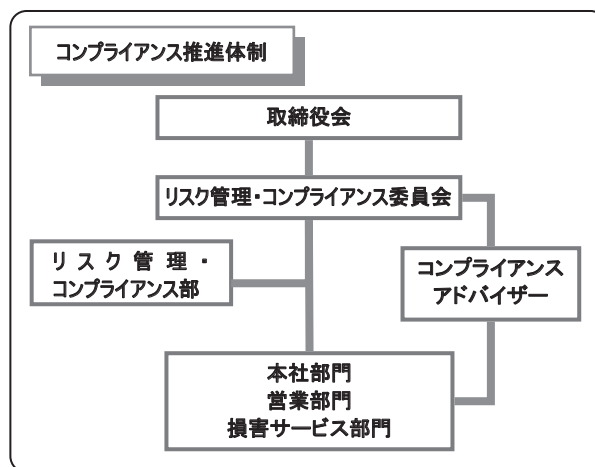
(5) 積極的かつ公正な情報開示

当社は、経営方針や財務・業務に係る経営情報等の積極的かつ公正な開示に努めるとともに、広く社会とのコミュニケーションを図る。

2. コンプライアンス推進体制

コンプライアンスを広義のリスクと捉え、リスク管理と一体となってコンプライアンスの推進・徹底を図る目的から「リスク管理・コンプライアンス委員会」を取締役会の直轄組織として設置しています。

また、「リスク管理・コンプライアンス部」を統括部署として、法令等遵守に関する周知徹底や問題の把握およびその対応に努めるとともに、社内各部門においてはコンプライアンスに関する身近な相談役として「コンプライアンスアドバイザー（CA）」を配置しています。



3. コンプライアンス推進方法

法令等遵守の企業風土醸成に向け、年度毎に具体的な活動計画を「コンプライアンス推進計画」として策定しています。

また、コンプライアンス推進月間を設定し、全社一斉にコンプライアンス課題への集中取組を実施することにより、社員意識の向上と問題点の解消など様々なコンプライアンス課題の解決に向けた具体的な取組を実施しています。また、計画的な研修や全ての役員および社員を対象としたコンプライアンステスト等の実施により、コンプライアンスに関する知識の向上を図るとともに、コンプライアンスの推進状況を確認し、より効果的な施策となるよう改善を図っています。

4. コンプライアンスアドバイザー（CA）の任命

コンプライアンスを全社的に推進する目的で「コンプライアンスアドバイザー（以下CAという）」を部門ごとに任命しています。各CAが各社員の身近なところでコンプライアンスに関する相談の受け付けやアドバイスを行うことにより、風通しの良い組織風土を醸成するとともに、社内におけるコンプライアンスの一層の推進・定着を図っています。

5. コンプライアンス・ホットライン(内部通報制度)の設置

万一、職場でコンプライアンス問題が発生した場合、本来は職場の共通認識のもとで解決すべきものですが、職場内では十分に問題解決が図れないことも想定されます。そのため、社内で早期に発見し解決する仕組みの一つとして、「コンプライアンス・ホットライン(内部通報制度)」を社内および社外に設けています。専用電話と専用のメールアドレスを用意し、コンプライアンスに関わる通報を受付けています。

第三分野保険に係る責任準備金の確認

当社は、平成10年大蔵省告示第231号に基づくストレス・テストおよび平成12年金融監督庁大蔵省告示第22号に基づく負債十分性テストの対象となる第三分野保険は有しておりません。

個人情報保護宣言

【基本的な考え方】

当社は、NKSJグループの一員として、NKSJグループプライバシーポリシーのもと、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であり重要であると認識し、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等を遵守して、お客さまの個人情報の保護に努めてまいります。

1. 当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段によりお客さまの個人情報を取得します。また、法令に定める場合を除き、お客さまの個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内で取り扱います。
2. 当社は、法令に定める場合を除き、お客さまご本人の同意なくお客さまの個人データを第三者に提供することはありません。
3. 当社は、NKSJグループの経営管理およびお客さまへの商品・サービスの案内・提供等のため、グループ内でお客さまの個人データを共同利用することがあります。
4. 当社は、お客さまの個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等に努め、適切な安全管理措置を実施します。また、お客さまの個人データの取扱いを委託する場合は、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
5. 当社は、お客さまの個人データの取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底します。また、個人情報保護のための管理態勢を継続的に見直し、改善に努めてまいります。
6. 当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応します。また、お客さまからの個人情報の保護に関する法律にもとづく保有個人データの開示、訂正等の請求に適切に対応します。

※「個人情報保護宣言」の詳細は当社ホームページ(<http://www.ins-saison.co.jp/>)をご覧ください。

勧誘方針

当社は、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法など各種法令等を遵守し、お客さまのニーズに合った、「適切な保険商品」を販売するため、つぎのとおり「勧誘方針」を定めております。

勧 誘 方 針

『金融商品の販売等に関する法律』にもとづき、勧誘方針を下記のとおり定めております。

1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法および他の各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心掛けます。
2. お客さまの保険に関する知識、保険の加入目的などを総合的に勘案し、お客さまの意向と実状に適合した説明を、分かり易く行うことを心掛け、お客さまが適切な保険商品を選択するお手伝いをして参ります。また、保険販売に際しましては、お客さまのご都合に合わせた時間、場所などに配慮するとともに、様々なご意見、ご指摘等の収集に努め、それを保険販売に反映していくよう、常に努めて参ります。
3. 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金の支払について迅速かつ適正に対応するよう、常に努力して参ります。

反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求などに対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な経営を実現するため、次のとおり、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定めています。

基本方針

当社は、反社会的勢力に対して、次に掲げる基本方針に基づき対応します。

1. 取引を含めた関係遮断

反社会的勢力からの不当要求等に対しては毅然と対応するとともに、統括部署が各部門で抱える反社会的勢力にかかる情報を一元管理することにより、反社会的勢力との関係遮断を確保するための社内体制の整備を行います。

2. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して不祥事件等を隠蔽するような裏取引は絶対に行いません。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する資金提供は行いません。

3. 外部専門機関との連携

反社会的勢力を排除するために、平素から、警察、弁護士、暴力団追放運動推進センター等の外部専門機関と綿密に連携します。

4. 組織としての対応

反社会的勢力への対応については、担当者や担当部署だけに任せずに、経営陣以下組織として対応するとともに、役職員等の安全を確保します。

5. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力から不当要求等がなされた場合は、積極的に外部機関に相談し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講じるとともに、刑事事件化を躊躇しません。

利益相反管理基本方針(概要)

当社は、当社またはグループ金融機関が行う利益相反のおそれのある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、法令等およびこの方針に則り適切に管理します。

1. 対象取引および特定方法

<1>対象取引

当社がこの方針の対象とする「利益相反のおそれのある取引」は、当社またはグループ金融機関が行う取引のうち、「お客さまの利益を不当に害するおそれがある取引」をいいます。

なお、この方針における「お客さま」とは、当社またはグループ金融機関とすでに取引関係にある、または取引関係に入る可能性のあるお客さまをいいます。また、グループ金融機関とは、NKSJホールディングス株式会社の子会社または関連会社のうち、別表に掲げる保険会社、金融商品取引業者等をいいます。

<2>対象取引の類型および特定方法

対象取引には(1)に掲げるような類型がありますが、対象取引に該当するか否かの特定については、(2)に掲げる事情その他の事情を総合的に考慮のうえ個別に判断します。

(1)対象取引の類型

- ①お客さまの利益と当社またはグループ金融機関の利益が相反する取引
- ②お客さまの利益と当社またはグループ金融機関の他のお客さまの利益が相反する取引
- ③当社またはグループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社またはグループ金融機関が利益を得る取引
- ④当社またはグループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社またはグループ金融機関の他のお客さまが利益を得る取引

(2)判断する事情

- ①お客さまが自己の利益が優先されるとの合理的な期待を抱く状況がある場合
- ②お客さまの利益を不当に犠牲にすることにより、当社またはグループ金融機関が経済的利益を得るかまたは経済的損失を避ける可能性がある場合
- ③お客さまの利益よりも他のお客さまの利益を優先する経済的その他の誘因がある場合

2. 対象取引の管理方法

当社は、対象取引に該当する取引を認識した場合、当該取引に関して次に掲げる方法、またはその他の方法による措置を講じて、お客さまの保護を適切に行うよう管理します。

- ①対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門間で当該取引に係る情報について遮断を行う方法
- ②対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する、もしくは提供する役務を限定する方法
- ③対象取引または当該お客さまとの取引を回避する方法
- ④対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示し同意を取得する方法

3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理統括部署を設置し、対象取引の特定および管理を統括するとともに、利益相反管理態勢の検証および改善ならびに利益相反管理に関する教育・研修を行います。

【別表】

- ① 株式会社損害保険ジャパン
- ② NKSJひまわり生命保険株式会社
- ③ 損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社
- ④ 日立キャピタル損害保険株式会社
- ⑤ 損保ジャパンDC証券株式会社
- ⑥ 株式会社損保ジャパン・クレジット
- ⑦ 安田企業投資株式会社
- ⑧ 日本興亜損害保険株式会社
- ⑨ そんぽ24損害保険株式会社
- ⑩ 日本興亜クレジットサービス株式会社
- ⑪ 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
- ⑫ 海外で保険事業を営むNKSJグループ内会社

V. 財産の状況

財務諸表

1. 貸借対照表

(単位:百万円)

年 度 科 目	2010年度 (2011年3月31日現在) 金 額	2011年度 (2012年3月31日現在) 金 額
(資 産 の 部)		
現 金 及 び 預 貯 金	4,028	2,548
現 金	5	8
預 貯 金	4,022	2,539
金 銭 の 信 託	1,316	1,324
有 価 証 券	23,104	19,469
国 債	8,543	6,871
地 方 債	1,453	1,781
社 債	9,390	8,652
株 式	166	154
外 国 証 券	1,345	805
そ の 他 の 証 券	2,205	1,204
貸 付 金	16	15
保 険 約 款 貸 付	16	15
有 形 固 定 資 産	385	322
建 物	17	15
リ ー ス 資 産	365	305
その他の有形固定資産	2	2
無 形 固 定 資 産	1,958	2,411
ソ フ ト ウ ェ ア	1,843	2,205
リ ー ス 資 産	57	45
ソフトウェア仮勘定	35	140
その他の無形固定資産	21	19
そ の 他 資 産	2,239	2,507
未 収 保 険 料	480	717
代 理 店 貸	13	24
共 同 保 険 貸	22	8
再 保 険 貸	362	410
未 収 金	283	399
未 収 収 益	76	56
預 託 金	407	410
地 震 保 険 預 託 金	196	-
仮 払 金	397	480
貸 倒 引 当 金	△0	△0
資 産 の 部 合 計	33,049	28,598

(単位:百万円)

年 度 科 目	2010年度 (2011年3月31日現在) 金 額	2011年度 (2012年3月31日現在) 金 額
(負 債 の 部)		
保 険 契 約 準 備 金	20,051	21,813
支 払 備 金	4,741	4,972
責 任 準 備 金	15,310	16,840
そ の 他 負 債	1,986	2,002
共 同 保 険 借	23	26
再 保 険 借	626	533
代 理 業 務 借	0	-
未 払 法 人 税 等	60	61
預 り 金	14	18
未 払 金	799	937
仮 受 金	32	64
リ ー ス 債 務	429	361
退 職 給 付 引 当 金	218	176
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	42	51
賞 与 引 当 金	217	225
特 別 法 上 の 準 備 金	7	5
価 格 変 動 準 備 金	7	5
繰 延 税 金 負 債	85	95
負 債 の 部 合 計	22,610	24,370
(純 資 産 の 部)		
資 本 金	8,610	8,610
資 本 剰 余 金	6,848	6,848
資 本 準 備 金	6,848	6,848
そ の 他 資 本 剰 余 金	0	0
利 益 剰 余 金	△5,250	△11,529
そ の 他 利 益 剰 余 金	△5,250	△11,529
繰 越 利 益 剰 余 金	△5,250	△11,529
株 主 資 本 合 計	10,207	3,928
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	231	299
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	231	299
純 資 産 の 部 合 計	10,439	4,228
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	33,049	28,598

2011年度貸借対照表の注記事項

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - (1)売買目的有価証券の評価は、時価法により行っております。なお、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - (2)その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - (3)その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法(定額法)により行っております。
- 2.有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 3.有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定率法により行っております。
- 4.無形固定資産(リース資産を除く)に計上している自社利用のソフトウェアの償却については、社内における利用可能期間(5年～10年)に基づく定額法により償却しております。
- 5.所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。
- 6.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、原則として外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
- 7.貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者等に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、経理財務部及びリスク管理・コンプライアンス部が資産査定を実施し、当該実施部署から独立した業務監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 8.退職給付引当金は、営業社員の選択定年制度に基づく退職功労金の支給見込額を引当計上しております。
なお、平成23年10月1日より、内務職員の確定給付年金制度が確定拠出年金制度に移行しております。
- 9.役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内部規定による支給見込み額のうち当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- 10.賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、当事業年度末の支給見込額を基準に計上しております。
- 11.価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- 12.所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- 13.消費税等の会計処理は税込方式によっております。
- 14.当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

15.金融商品関係

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は「運用資産の流動性と安全性に留意しつつ、安定的な収益の確保を図る」ことを基本方針として、リスク管理に留意した資産運用を行っています。運用の中心となる円建債券への投資に加え、株式・外貨建債券等への投資を行うなど、国内外でのリスク分散を図り、中長期的な収益確保を目指しています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は主として有価証券であり、内約9割を占める円建債券のほか、株式等への投資も行っています。円建債券は一部を除き固定金利資産であり、金利が上昇した場合には資産価値が減少するほか、株式等についても相場の変動により市場価格が下落するなど、価格変動リスクに晒されています。

また、リスク分散を図るため、外貨建資産への投資を行っており、為替変動リスクに晒されています。

一方、当社が保有している有価証券は、発行体の信用力の低下や破綻により、価値が大幅に減少する、あるいは利息や元本の回収が不能になるなど、信用リスクに晒されています。

また、巨大災害が発生した場合等、予想を上回る資金流出により資金繰りに支障を及ぼす等の流動性リスクに晒されています。

③金融商品に係るリスク管理体制

当社では、「NKSJグループ リスク管理基本方針」、株式会社損害保険ジャパンが定める「損保ジャパングループ リスク管理基本方針」及び当社の経営方針に則り、当社が抱えるリスクの状況を的確に把握した上で、不測の損失を回避し、適切にリスクをコントロールすることで財務の健全性を確保するとともに、企業価値の最大化を目的とするERM態勢を構築するため、取締役会が「リスク管理基本方針」を制定しています。また、「リスク管理基本方針」に基づき「統合的リスク管理規程」を制定し、リスク管理に関する組織体制や業務の遂行に関する重要な事項を定めています。

金融商品に係るリスク管理を含めた統合的なリスク管理については、リスク管理・コンプライアンス部を設置するとともに、この金融商品に係るリスクを適切に管理するために経理財務部を資産運用リスク等管理部門として定めている他、経営陣によるリスク管理・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、金融商品に係る保有リスクについて協議・決議を行っています。

＜1＞信用リスクの管理

当社では、VaR（バリュー・アット・リスク）の手法により信用リスク量（予想最大損失）を定期的に計測し管理しています。

また、与信管理の一環として、同一の企業等への与信集中を回避するための限度枠管理を行なっています。

＜2＞市場リスクの管理

a. 価格変動リスクの管理

当社では、VaR（バリュー・アット・リスク）の手法によりリスク量（予想最大損失）を定期的に計測することで価格変動リスクを管理しています。また、特定の資産にリスクが集中しないよう、各資産に限度枠を設け管理しています。

b. 為替リスクの管理

当社では、外貨建資産にかかる含み損益のモニタリング及びVaR（バリュー・アット・リスク）の手法によるリスク量（予想最大損失）を定期的に計測することで為替リスクを管理しています。

＜3＞流動性リスク管理

当社では、日々の資金繰り管理の他に、巨大災害発生時の保険金支払いなどに対応するために必要な流動性所要額を内規で定め、当該所要額以上の流動性資産が確保されていることを定期的に確認しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。

((注2) 参照)

(単位: 百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	2,548	2,548	-
②金銭の信託	1,324	1,324	-
③有価証券	19,413	19,413	-
その他有価証券	19,413	19,413	-
資 産 計	23,285	23,285	-

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

①現金及び預貯金

預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

②金銭の信託

金銭の信託の評価は、信託財産を構成している個々の金融商品について、有価証券に準じた方法により評価しています。

③有価証券

上場株式の時価には市場価格を採用し、非上場株式は時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取り扱っています。

債券の時価には日本証券業協会が発表する店頭基準配値等の市場価格を採用し、市場価格がない債券を保有している場合にはブローカーまたは情報ベンダーから入手する合理的に算定された評価価格を採用しています。

投資信託の時価には市場価格(取引所における取引価格及び業界団体が公表する基準価格)を採用し、市場価格がない投資信託を保有している場合にはブローカーまたは情報ベンダーから入手する合理的に算定された評価価格を採用しています。

投資信託のうち預金と同様の性格を有するものは、取得原価に基づいた評価を行うものとしています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「③有価証券」には含めていません。

非上場株式及び海外の非上場株式に投資を行っている外国投資信託については、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額
非上場株式	1
外国投資信託	54
合計	56

16.有価証券関係

(1)売買目的有価証券

該当事項はありません。

(2)満期保有目的の債券

該当事項はありません。

(3)その他有価証券

(単位:百万円)

		貸借対照表 計上額	取得 原価	差額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	公社債	15,526	15,325	200
	株式	136	35	101
	外国証券	200	200	0
	その他	928	749	178
	小計	16,791	16,310	481
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	公社債	1,779	1,788	△9
	株式	16	16	△0
	外国証券	549	620	△70
	その他	276	278	△1
	小計	2,621	2,704	△82
合計		19,413	19,014	398

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含まれていません。

(4) 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
公社債	1,062	16	-
株式	-	-	-
外国証券	-	-	-
その他	0	-	0
合計	1,062	16	0

(5) 当事業年度中に減損処理を行った有価証券

有価証券の減損にあたっては、期末の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものすべてを対象としておりますが、当事業年度において該当事項はありません。

17. 金銭の信託関係

(1) 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	損益に含まれた 評価差額
金銭の信託	1,324	2

(2) 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

(3) 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当事項はありません。

18. 貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロによる破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額はあります。

19. 有形固定資産の減価償却累計額は385百万円であります。

20. 関係会社に対する金銭債権の総額は24百万円、金銭債務の総額は29百万円であります。

21. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、税務上の繰越欠損金3,152百万円、責任準備金1,108百万円であり、評価性引当額が繰延税金資産と同額であるため、貸借対照表に計上しておりません。繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券評価差額金95百万円であります。

22. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びその周辺機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約の取引により使用しております。

23. 担保に供している資産は有価証券203百万円であります。

24. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	5,298	百万円
同上にかかる出再支払備金	522	百万円
差引(イ)	4,775	百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ)	197	百万円
計(イ+ロ)	4,972	百万円

25.責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	10,272	百万円
同上にかかる出再責任準備金	199	百万円
差引(イ)	10,072	百万円
その他の責任準備金(ロ)	6,768	百万円
計(イ+ロ)	16,840	百万円

26.1株当たりの純資産額は23,313円55銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計額から控除する金額はありません。

また、普通株式の期末株式数は181千株であります。

27.取引銀行2行との当座借越契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越極度額の総額	300	百万円
借入実行額	-	百万円
差引額	300	百万円

28.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	
	2010年度 2010年4月1日～2011年3月31日 金 額	2011年度 2011年4月1日～2012年3月31日 金 額
経 常 収 益	15,724	15,608
保 険 引 受 収 益	15,173	15,056
正 味 収 入 保 険 料	14,294	14,479
収 入 積 立 保 険 料	620	527
積 立 保 険 料 等 運 用 益	53	49
支 払 備 金 戻 入 額	204	-
為 替 差 益	0	-
資 産 運 用 収 益	339	232
利 息 及 び 配 当 金 収 入	283	249
金 銭 の 信 託 運 用 益	0	8
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	2	0
有 価 証 券 売 却 益	106	16
そ の 他 運 用 収 益	0	7
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	△53	△49
そ の 他 経 常 収 益	212	319
経 常 費 用	18,031	21,653
保 険 引 受 費 用	12,238	13,191
正 味 支 払 保 険 金	7,571	8,102
損 害 調 査 費	964	1,076
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	1,727	1,511
満 期 返 戻 金	1,071	734
契 約 者 配 当 金	0	0
支 払 備 金 繰 入 額	-	230
責 任 準 備 金 繰 入 額	896	1,530
為 替 差 損	-	0
そ の 他 保 険 引 受 費 用	5	5
資 産 運 用 費 用	151	78
有 価 証 券 売 却 損	54	0
有 価 証 券 償 還 損	64	69
そ の 他 運 用 費 用	33	8
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	5,629	8,356
そ の 他 経 常 費 用	12	26
支 払 利 息	9	14
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	-	0
そ の 他 の 経 常 費 用	2	12
経 常 損 失 (△)	△2,307	△6,044
特 別 利 益	6	2
特 別 法 上 の 準 備 金 戻 入 額	6	2
価 格 変 動 準 備 金 戻 入 額	6	2
特 別 損 失	3	215
固 定 資 産 処 分 損	2	1
減 損 損 失	1	2
そ の 他 特 別 損 失	-	210
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△2,303	△6,258
法 人 税 及 び 住 民 税	21	21
法 人 税 等 合 計	21	21
当 期 純 損 失 (△)	△2,325	△6,279

2011年度損益計算書の注記事項

1.関係会社との取引による収益の総額は 227 百万円、費用の総額は 454 百万円であります。

2.(1)正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	17,588	百万円
支払再保険料	3,108	百万円
差引	14,479	百万円

(2)正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	16,266	百万円
回収再保険金	8,164	百万円
差引	8,102	百万円

(3)諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	1,923	百万円
出再保険手数料	412	百万円
差引	1,511	百万円

(4)支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	261	百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	16	百万円
差引(イ)	245	百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(ロ)	△14	百万円
計(イ+ロ)	230	百万円

(5)責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	2,196	百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	4	百万円
差引(イ)	2,191	百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	△661	百万円
計(イ+ロ)	1,530	百万円

(6)利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	0	百万円
有価証券利息・配当金	247	百万円
貸付金利息	0	百万円
その他利息・配当金	1	百万円
計	249	百万円

3.売買目的有価証券運用益中の売却損益は0百万円の益であります。利息及び配当金収入、及び評価損益はありません。

4.金銭の信託運用益中の評価損益の合計額は2百万円の益であります。

5.1株当たりの当期純損失の額は34,620円78銭であります。

算定上の基礎である当期純損失は6,279百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は181千株であります。

潜在株式調整後1株当たりの当期純損失の額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は以下のとおりであります。

勤務費用	15	百万円
利息費用	7	百万円
期待運用収益	△1	百万円
会計基準変更時差異の費用処理額	19	百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△8	百万円
過去勤務債務の費用処理額	△13	百万円
営業社員退職功労金引当額	15	百万円
小計	34	百万円
確定拠出年金の拠出額	57	百万円
退職給付費用 計	92	百万円

7.その他特別損失には、確定給付年金制度より確定拠出年金制度への移行時の損失210百万円を計上しております。

8.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	年 度	
	2010年度 2010年4月1日～2011年3月31日 金 額	2011年度 2011年4月1日～2012年3月31日 金 額
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△2,303	△6,258
減 価 償 却 費	344	598
減 損 損 失	1	2
支 払 備 金 の 増 減 額 (△ は 減 少)	△204	230
責 任 準 備 金 の 増 減 額 (△ は 減 少)	896	1,530
貸 倒 引 当 金 の 増 減 額 (△ は 減 少)	△0	0
退 職 給 付 引 当 金 の 増 減 額 (△ は 減 少)	△145	△42
そ の 他 引 当 金 の 増 減 額 (△ は 減 少)	19	17
価 格 変 動 準 備 金 の 増 減 額 (△ は 減 少)	△6	△2
利 息 及 び 配 当 金 収 入	△283	△249
有 価 証 券 関 係 損 益 (△ は 益)	41	45
支 払 利 息	9	14
有 形 固 定 資 産 関 係 損 益 (△ は 益)	2	1
そ の 他 資 産 (除 く 投 資 活 動 関 連 ・ 財 務 活 動 関 連) の 増 減 額 (△ は 増 加)	△326	△286
そ の 他 負 債 (除 く 投 資 活 動 関 連 ・ 財 務 活 動 関 連) の 増 減 額 (△ は 減 少)	278	84
小 計	△1,675	△4,312
利 息 及 び 配 当 金 の 受 取 額	357	353
利 息 の 支 払 額	△9	△14
法 人 税 等 の 支 払 額	△19	△21
営 業 活 動 に よ る キャッシュ・フロー	△1,348	△3,994
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
金 銭 の 信 託 の 減 少 に よ る 収 入	0	-
有 価 証 券 の 取 得 に よ る 支 出	△10,256	△7,979
有 価 証 券 の 売 却 ・ 償 還 に よ る 収 入	6,039	11,548
貸 付 け に よ る 支 出	△35	△28
貸 付 金 の 回 収 に よ る 収 入	40	29
資 産 運 用 活 動 計	△4,212	3,569
営 業 活 動 及 び 資 産 運 用 活 動 計	△5,560	△425
有 形 固 定 資 産 の 取 得 に よ る 支 出	△8	△2
無 形 固 定 資 産 の 取 得 に よ る 支 出	△1,274	△948
投 資 活 動 に よ る キャッシュ・フロー	△5,494	2,619
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
リ ー ス 債 務 の 返 済 に よ る 支 出	△65	△110
財 務 活 動 に よ る キャッシュ・フロー	△65	△110
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
V. 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△6,908	△1,486
VI. 現金及び現金同等物期首残高	11,136	4,227
VII. 現金及び現金同等物期末残高	4,227	2,741

2011年度キャッシュ・フロー計算書の注記事項**1.キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲**

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

2.現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預貯金	2,548	百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	百万円
MMF等の短期投資目的有価証券	192	百万円
現金及び現金同等物の期末残高	2,741	百万円

3.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

4. 貸借対照表(主要項目)の推移

(単位:百万円)

年 度		2009年度	2010年度	2011年度
科 目		金 額	金 額	金 額
資 産 の 部	現 金 及 び 預 貯 金	10,796	4,028	2,548
	金 銭 の 信 託	1,316	1,316	1,324
	有 価 証 券	19,223	23,104	19,469
	貸 付 金	20	16	15
	有 形 固 定 資 産	171	385	322
	無 形 固 定 資 産	897	1,958	2,411
	そ の 他 資 産	1,917	2,239	2,507
	貸 倒 引 当 金	△0	△0	△0
	資産の部合計	34,342	33,049	28,598
負 債 及 び 純 資 産 の 部	保 険 契 約 準 備 金	19,359	20,051	21,813
	そ の 他 負 債	1,431	1,986	2,002
	退 職 給 付 引 当 金	364	218	176
	役員退職慰労引当金	34	42	51
	賞 与 引 当 金	206	217	225
	価 格 変 動 準 備 金	14	7	5
	繰 延 税 金 負 債	100	85	95
	負債の部合計	21,510	22,610	24,370
資 産 の 部	資 本 金	8,610	8,610	8,610
	資 本 剰 余 金	6,848	6,848	6,848
	利 益 剰 余 金	△2,925	△5,250	△11,529
	株主資本合計	12,532	10,207	3,928
	評価換算差額等合計	299	231	299
	純資産の部合計	12,831	10,439	4,228
	負債及び純資産の部合計	34,342	33,049	28,598

5. 損益計算書(主要項目)の推移

(単位:百万円)

年 度		2009年度	2010年度	2011年度
科 目		金 額	金 額	金 額
経常損益の部	経 常 収 益	15,570	15,724	15,608
	保 険 引 受 収 益	14,963	15,173	15,056
	正 味 収 入 保 険 料	13,862	14,294	14,479
	収 入 積 立 保 険 料	734	620	527
	積 立 保 険 料 等 運 用 益	58	53	49
	支 払 備 金 戻 入 額	307	204	-
	為 替 差 益	-	0	-
	資 産 運 用 収 益	392	339	232
	利 息 及 び 配 当 金 収 入	306	283	249
	金 銭 の 信 託 運 用 益	67	0	8
	売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	3	2	0
	有 価 証 券 売 却 益	71	106	16
	有 価 証 券 償 還 益	2	-	-
	そ の 他 運 用 収 益	-	0	7
	積立保険料等運用益振替	△58	△53	△49
	そ の 他 経 常 収 益	213	212	319
	経 常 費 用	16,338	18,031	21,653
	保 険 引 受 費 用	11,619	12,238	13,191
	正 味 支 払 保 険 金	7,494	7,571	8,102
	損 害 調 査 費	823	964	1,076
の部	諸 手 数 料 及 び 集 金 費	1,761	1,727	1,511
	満 期 返 戻 金	1,024	1,071	734
	契 約 者 配 当 金	0	0	0
	支 払 備 金 繰 入 額	-	-	230
	責 任 準 備 金 繰 入 額	509	896	1,530
	為 替 差 損	0	-	0
	そ の 他 保 険 引 受 費 用	6	5	5
	資 産 運 用 費 用	121	151	78
	有 価 証 券 売 却 損	76	54	0
	有 価 証 券 償 還 損	16	64	69
	そ の 他 運 用 費 用	27	33	8
	営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	4,522	5,629	8,356
	そ の 他 経 常 費 用	75	12	26
	経 常 損 失 (△)	△768	△2,307	△6,044
特別損益の部	特 別 利 益	-	6	2
	特 別 損 失	7	3	215
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△775	△2,303	△6,258
法 人 税 及 び 住 民 税		21	21	21
法 人 税 等 合 計		21	21	21
当 期 純 損 失 (△)		△797	△2,325	△6,279

6. 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	2010年度 2010年4月1日~2011年3月31日 金 額	2011年度 2011年4月1日~2012年3月31日 金 額
株主資本		
資本金		
当期首残高	8,610	8,610
当期末残高	8,610	8,610
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	6,848	6,848
当期末残高	6,848	6,848
その他資本剰余金		
当期首残高	0	0
当期末残高	0	0
利益剰余金		
その他利益準備金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	△2,925	△5,250
当期変動額		
当期純損失(△)	△2,325	△6,279
当期変動額合計	△2,325	△6,279
当期末残高	△5,250	△11,529
株主資本合計		
当期首残高	12,532	10,207
当期変動額		
当期純損失(△)	△2,325	△6,279
当期変動額合計	△2,325	△6,279
当期末残高	10,207	3,928
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	299	231
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△67	68
当期変動額合計	△67	68
当期末残高	231	299
純資産合計		
当期首残高	12,831	10,439
当期変動額		
当期純損失(△)	△2,325	△6,279
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△67	68
当期変動額合計	△2,392	△6,210
当期末残高	10,439	4,228

2011年度株主資本等変動計算書の注記事項

- 1.当事業年度末における発行済株式数は181千株であります。
なお、当事業年度において発行済株式数の増減はありません。
- 2.当事業年度末における自己株式はありません。
- 3.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

7. 1株当たり指標

年 度 区 分	2009年度末	2010年度末	2011年度末
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△10,478円80銭	△12,820円28銭	△34,620円78銭
1株当たり純資産額	70,749円87銭	57,557円52銭	23,313円55銭
1株当たり配当金	— 円 — 銭	— 円 — 銭	— 円 — 銭
配 当 性 向	— %	— %	— %

(注) 1. 1株当たり情報については、自己株式数を控除して算出しております。

2. 1株当たり情報の計算については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

3. 1株当たり当期純利益は、 $\frac{\text{当期純利益}}{\text{期中平均株数(加重平均)}}$ により算出しています。なお、期中平均株数は自己株式数を控除して算出しております。

8. 1人当たり総資産

(単位:百万円)

年 度 区 分	2009年度末	2010年度末	2011年度末
従業員1人当たり総資産	73	64	54

(注) 1. 従業員には直販社員(営業社員)を含みます。

2. 2010年度から従業員数は就業人員数としております。

リスク管理債権情報

リスク管理債権

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	2009年度末	2010年度末	2011年度末
破 綻 先 債 権	-	-	-
延 滞 債 権	-	-	-
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権	-	-	-
貸 付 条 件 緩 和 債 権	-	-	-
合 計 額	-	-	-

(注) 各リスク管理債権の定義は、次のとおりであります。

1. 破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものであります。

2. 延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3. 3ヶ月以上延滞債権

3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取り決めを行なった貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

債務者区分に基づいて区分された債権

債務者区分による開示

(単位:百万円)

区 分 \ 年 度	2009年度末	2010年度末	2011年度末
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	-	-	-
危険債権	-	-	-
要管理債権	-	-	-
正常債権	20	16	15
合 計	20	16	15

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金をいいます。なお、3ヵ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)をいい、条件緩和貸付金とは、債務者の経営債権又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3ヵ月以上延滞貸付金を除く。)をいいます。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(参考) 資産の自己査定結果

2011年度末の資産の自己査定結果は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	I 分類	II 分類	III 分類	IV 分類	合計
貸 付 金	15	-	-	-	15
有 価 証 券	19,469	-	-	-	19,469
そ の 他	9,085	27	0	-	9,113
合 計	28,570	27	0	-	28,598

(注) 1. 資産査定における分類区分

自己査定においては、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産をⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階に分類しています。

Ⅰ 分類…査定基準日において、Ⅱ 分類、Ⅲ 分類及びⅣ 分類としない資産であり、回収の危険性又は価値の毀損の危険性について問題のない資産を指します。

Ⅱ 分類…査定基準日において、債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収についての通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産を指します。

Ⅲ 分類…査定基準日において、最終の回収又は価値についての重大な懸念が存し、従って、損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産を指します。

Ⅳ 分類…査定基準日において、回収不可能又は無価値と判定される資産を指します。

2. その他計に含まれる資産とは、総資産より貸付金、有価証券を除いたものであり、有形固定資産、現金及び預貯金等があります。

3. 各欄の金額は、金融商品会計処理後、自己査定による償却・引当実施後の残高を表示しています。

ソルベンシー・マージン情報

ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円、%)

【参考】

区分	2007年度 旧基準	2008年度 旧基準	2009年度 旧基準	2010年度 旧基準	2011年度 現行基準	2010年度 現行基準
(A) ソルベンシー・マージン総額	9,371	6,654	16,208	13,698	7,177	13,698
資本金又は基金等	5,115	3,330	12,532	10,207	3,928	10,207
価格変動準備金	55	7	14	7	5	7
危険準備金	6	8	8	8	10	8
異常危険準備金	3,355	3,358	3,291	3,185	2,873	3,185
一般貸倒引当金	-	-	0	-	-	-
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	805	△50	359	285	355	285
土地の含み損益	-	-	-	-	-	-
払戻積立金超過額	-	-	-	-	-	-
負債性資本調達手段等	-	-	-	-	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段のうち、マージンに算入されない額					-	-
控除項目	-	-	-	-	-	-
その他	33	1	2	2	3	2
(B) リスクの合計額 ($\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$)	1,596	1,624	1,666	1,633	2,012	2,114
一般保険リスク(R_1)	857	852	838	846	1,287	1,260
第三分野保険の保険リスク(R_2)	-	-	-	-	-	-
予定利率リスク(R_3)	6	6	6	6	27	25
資産運用リスク(R_4)	552	470	553	516	590	707
経営管理リスク(R_5)	57	57	59	58	72	77
巨大災害リスク(R_6)	514	591	598	579	512	579
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A)/((B)×1/2)]×100	1,173.9	818.9	1,945.3	1,677.2	713.2	1,295.8

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

なお、「現行基準」とは、平成22年内閣府令第23号及び平成23年内閣府令第11号、並びに平成22年金融庁告示第48号、平成23年金融庁告示第24号及び平成24年金融庁告示第33号(平成24年3月31日から適用)の改正内容を反映した基準であり、「旧基準」とは、当該改正内容を反映する前の基準です。

【ソルベンシー・マージンの内訳】

1. 資本金又は基金等 貸借対照表の純資産の部の合計額から、「株主配当や役員賞与など社外へ流出する予定の金額」、「繰延資産」および「評価・換算差額等」を控除した金額
2. 価格変動準備金 貸借対照表の価格変動準備金
3. 危険準備金 貸借対照表の責任準備金の一部である「危険準備金」の金額
4. 異常危険準備金 貸借対照表の責任準備金の一部である「異常危険準備金」および「家計地震保険に係る危険準備金」の金額を合計したもの
5. 一般貸倒引当金 貸借対照表の貸倒引当金の一部である一般貸倒引当金
6. その他有価証券の評価差額 その他目的(売買目的、満期保有目的、関係会社株式に該当しない)で保有している時価のある有価証券等(貸借対照表の買入金銭債権および金銭の信託が含まれます)に係る評価差額
貸借対照表の純資産の部にあるその他有価証券評価差額金は、この評価差額から法人税等相当額を控除した金額ですが、ここでは控除前の金額に90%を乗じた金額を表示しています。(評価差額がマイナスの会社は100%の金額を表示することとなっています。)
7. 土地の含み益 土地および「無形固定資産」に含まれる借地権等の諸権利金の時価とそれらの簿価(貸借対照表計上額)の差額に85%を乗じた金額を表示します。
当社には該当事項はありません。
8. 払戻積立金超過額 貸借対照表の責任準備金の一部である「払戻積立金」のうち、算出方法書に記載された方法(保険契約の締結時の費用を保険料払込期間にわたり償却する方法である場合に限り)に従って計算する額を超過する金額。
当社には該当事項はありません。

9. 負債性資本調達手段等 劣後ローンの借入や劣後債券の発行等により社外から調達した金額のうち一定条件を満たすものです。
当社には該当事項はありません。
10. 控除項目 当社が保有している他の保険会社や金融機関等の資本調達手段等が、保険会社向けの総合的な監督指針に規定されている「意図的保有」に該当する場合、ソルベンシー・マージンから控除することとなっています。
当社には該当事項はありません。
11. その他 「配当準備金未割当部分」、「純資産の部のその他利益剰余金に係る税効果相当額」、「外国保険会社等の持込資本金及び剰余金など」の金額です。
当社の場合、配当準備金未割当部分(契約者配当準備金のうち、保険契約者に対し契約者配当として割り当てた額を超える額)の金額を表示しています。

【ソルベンシー・マージン比率について】

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返れい金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- この「通常の予測を超える危険」(上表の「(B)リスクの合計額」)に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(上表の「(A)ソルベンシー・マージン総額」)の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されています。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

① 保険引受上の危険 (一般保険リスク) (第三分野保険の保険リスク)	: 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険 (巨大災害に係る危険を除く)
② 予定利率上の危険 (予定利率リスク)	: 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
③ 資産運用上の危険 (資産運用リスク)	: 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険
④ 経営管理上の危険 (経営管理リスク)	: 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
⑤ 巨大災害に係る危険 (巨大災害リスク)	: 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に保険会社の経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

時価情報等

1. 有価証券に係る時価情報

(1) 売買目的有価証券

該当ありません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

種 類		2010年度末			2011年度末		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借 対照表計上額 を超えるもの	公 社 債	0	0	0	-	-	-
	外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	小 計	0	0	0	-	-	-
時価が貸借 対照表計上額 を超えないもの	公 社 債	-	-	-	-	-	-
	外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
合 計		0	0	0	-	-	-

(3) その他有価証券

(単位:百万円)

種 類		2010年度末			2011年度末		
		取得原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を を超えるもの	公 社 債	13,195	13,384	188	15,325	15,526	200
	株 式	35	149	114	35	136	101
	外 国 証 券	400	403	3	200	200	0
	そ の 他	722	922	200	749	928	178
	小 計	14,353	14,860	507	16,310	16,791	481
貸借対照表 計上額が 取得原価を を超えないもの	公 社 債	6,033	6,002	△30	1,788	1,779	△9
	株 式	16	15	△1	16	16	△0
	外 国 証 券	1,003	883	△120	620	549	△70
	そ の 他	1,320	1,282	△37	278	276	△1
	小 計	8,374	8,184	△189	2,704	2,621	△82
合 計		22,727	23,044	317	19,014	19,413	398

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含まれていません。

(4) 当期中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種 類	2010年度末			2011年度末		
	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
そ の 他 有 価 証 券	2,416	106	54	1,062	16	0

(5)時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

2010年度末		2011年度末	
満期保有目的の債券		満期保有目的の債券	
公社債	-百万円	公社債	-百万円
外国証券	-百万円	外国証券	-百万円
その他有価証券		その他有価証券	
公社債	-百万円	公社債	-百万円
株式	1百万円	株式	1百万円
外国証券	58百万円	外国証券	54百万円
その他	-百万円	その他	-百万円

2. 金銭の信託に係る時価情報

(1)運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

種 類	2010年度末		2011年度末	
	貸借対照表 計上額	損益に含まれた 評価差額	貸借対照表 計上額	損益に含まれた 評価差額
金 銭 の 信 託	1,316	△10	1,324	2

(2)満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

(3)運用目的・満期保有目的以外の金銭の信託

該当ありません。

3. デリバティブ取引等

該当ありません。

4. 証券化商品等及びサブプライムローン関連商品への投融資状況

該当ありません。

その他

1. 会計監査

当社では、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第30期事業年度の計算書類(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)ならびにその附属明細書について、会社法の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の会計監査を受けており、適法である旨の証明を受けております。

2. 財務諸表の適正性ならびに財務諸表作成に関する内部監査の有効性の確認

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第30期事業年度にかかる財務諸表の適正性ならびに財務諸表作成に関する内部統制の有効性について、以下のとおり確認しております。

確 認 書

平成24年6月29日

セゾン自動車火災保険株式会社

代表取締役社長

望月 純



当社の代表取締役社長である望月純は、当社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第30期事業年度にかかる「セゾン自動車火災の現状」(以下「ディスクロージャー誌」)を縦覧の用に供した時点において、ディスクロージャー誌に掲載した財務諸表の内容が適正であり、不実の記載がないものと認識しております。

私が適正かつ不実の記載がないと認識する理由は、財務諸表が適正に作成されるための以下の体制が整備されており、財務諸表作成に関する内部監査の有効性を確認したためであります。

1. 分掌規程、および職務権限規程が整備され、所管部署が適切、有効に業務を執行する体制が構築されております。
2. 全ての重要な経営情報や業務執行状況は、取締役会等へ適切に付議・報告される体制が構築されております。
3. 財務諸表の作成に関し、業務分掌と所管部署が明確化されており、各責任部署において適切な業務体制が構築されていることを確認しております。また、主要所管部署の責任者より、全ての重要な点において、虚偽の記載及び記載すべき事項の記載漏れがない旨の確認書の提出を受けております。
4. 全ての部署から独立した内部監査部門が、各部門における業務遂行状況の適切性、有効性、効率性を検証・評価し、問題点の指摘・改善に向けた指示・提言を行っており、監査結果が取締役会等に報告されております。
また、財務諸表の作成に関し、内部監査部門による内部監査を実施し、作成プロセスの適切性・有効性および財務諸表の内容について重要な指摘事項がない旨の報告書の提出を受けております。

なお、本確認書は、平成17年10月7日金監第2835号「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について(要請)」に基づいて掲載するものであります。

以 上

VI. 付録

営業所・サービスセンターのご案内(2012年7月1日現在)

拠点名	郵便番号	住所	電話番号
本社	〒170-6068	東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60-40F	03-3988-2711
セゾン・インシュアランス・デザイナー推進部			
河 辺 営 業 所	〒198-0036	東京都青梅市河辺町10-6-10 トミタワー 6F	0428-23-1481
東京中央営業所	〒142-0062	東京都品川区小山4-4-7 コスモ武蔵小山ビル 5F	03-5751-6671
朝 霞 営 業 所	〒351-0011	埼玉県朝霞市本町1-5-18 ロワールシティ 1F	048-466-4661
府 中 営 業 所	〒183-0023	東京都府中市宮町1-34-14 デュオ府中 2F	042-368-8650
武蔵野営業所	〒187-0042	東京都小平市仲町107 ヘルセジュール小平 1F	042-349-7271
大 宮 営 業 所	〒331-0812	埼玉県さいたま市北区宮原町3-384 宮原ビル 4F	048-660-2021
埼玉西営業所	〒354-0036	埼玉県富士見市ふじみ野東1-2-1 メロウイント 1F	049-256-2051
埼玉東営業所	〒343-0832	埼玉県越谷市南町3-9-20 ヘンキヤビル 1F	048-961-6461
東 岩 槻 営 業 所	〒339-0005	埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻2-4-11 田口ビル 1F	048-793-1061
新 潟 営 業 所	〒950-0965	新潟県新潟市中央区新光町5-1 千歳ビル 8F	025-280-9531
浦 安 営 業 所	〒272-0143	千葉県市川市相之川4-15-3 友泉南行徳ビル 5F	047-390-2291
千 葉 営 業 所	〒264-0026	千葉県千葉市若葉区西都賀2-20-2 フェニックス5・1F	043-290-1561
船 橋 営 業 所	〒274-0815	千葉県船橋市西習志野3-27-5 フォーラ北習志野 3F	047-496-2121
筑 波 営 業 所	〒305-0051	茨城県つくば市二の宮3-8-3 ヒガシビル 3F	029-850-2150
湘 南 営 業 所	〒254-0052	神奈川県平塚市平塚4-32-12 服部ビル 2F	0463-30-4711
横 浜 営 業 所	〒244-0805	神奈川県横浜市戸塚区川上町87-1 ウェルストン1ビル 6F	045-828-6581
横 須 賀 営 業 所	〒239-0807	神奈川県横須賀市根岸町4-39-21 サンライズ田中 3F	046-830-1361
静 岡 営 業 所	〒420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町8-13 内野ビル 5F	054-205-3801
仙台第一営業所	〒982-0031	宮城県仙台市太白区泉崎2-26-9	022-307-3051
仙台第二営業所	〒981-3133	宮城県仙台市泉区泉中央1-13-4 泉エクセルビル 5F	022-772-2461
山 形 営 業 所	〒990-0832	山形県山形市城西町4-3-23 タイヤ4 城西1F	023-647-9211
損害サービスセンター			
本店第一サービスセンター	〒170-6068	東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60-40F	03-3980-3865
本店第二サービスセンター	〒170-6068	東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60-40F	03-3980-3318
関東第一サービスセンター	〒170-6068	東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60-40F	03-3980-2629
関東第二サービスセンター	〒170-6068	東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60-40F	03-3980-6391
関東第三サービスセンター	〒170-6068	東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60-40F	03-3980-6497
関東第四サービスセンター	〒170-6068	東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60-40F	03-3980-7039
火災新種サービスセンター	〒170-6068	東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60-40F	03-3988-2715
静岡サービスセンター	〒420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町8-13 内野ビル 5F	054-253-1125
仙台サービスセンター	〒982-0031	宮城県仙台市太白区泉崎2-26-9	022-307-3059
お客様相談窓口			
お客様相談室	〒170-6068	東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60-40F	0120-281-389

主な損害保険用語の解説

か行

【価格変動準備金】

保険会社が所有する株式・債券等の価格変動による損失に備えるため、あらかじめ積み立てる準備金のことです。

【過失相殺】

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額が減額されることをいいます。

【急激かつ偶然な外来の事故】

突発的に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外部的からの作用によるものをいいます。

例：交通事故、火災・爆発事故、運動中の打撲・骨折、転倒、作業中の事故等

【クーリング・オフ制度】

契約の取り消し請求権をいいます。損害保険の場合には、保険期間が1年を超える個人契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の取り消しができることとなっています。ただし、契約によってはクーリング・オフできないものもあります。

【契約者貸付】

積立保険（貯蓄型保険）を契約している期間中、急な出費により一時的に資金が必要になった場合、保険契約を解約することなく解約返れい金の一定範囲内で資金の融資が受けられる制度です。

【契約者配当金】

積立保険（貯蓄型保険）で積立保険料部分の運用利回りが予定利率を超えた場合に、満期返れい金とあわせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金のことです。

【契約の解除】

保険契約者または保険会社の意思により、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、契約の当初まで遡るのではなく、解除時点から将来にむかってのみ効力を生ずることとしています。

【契約の失効】

契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。例えば保険で支払われない事故（戦争や暴動等）によって保険をつけていたものが滅失した場合は、契約は失効します。

【告知義務】

保険契約の申込みの際に、保険契約者が契約の条件を設定するための重要な事実を保険会社に申し出る義務をいいます。告知いただいた内容が事実と相違している場合には、保険契約が解除されることや保険金をお支払いできないことがあります。

【ご契約のしおり】

保険のご契約に際して、保険契約者が保険商品の基礎的な事項について事前に十分理解した上で契約手続きを行うことができるよう、ご契約時に配付するために作成された小冊子のことです。「ご契約のしおり」には、ご契約に際しての注意事項、ご契約後の注意事項、保険金のお支払いに関する事項、事故が起こった場合の手続き等が掲載されています。

さ行

【再調達価額・時価（額）】

再調達価額とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型および能力のものを再築し、または再取得するのに要する額をいいます。これに対し時価（額）とは、再調達価額から経過年数や使用による消耗分（減価）を控除して算出した金額をいいます。

【再保険】

保険会社が危険の分散を図るため、自社の引き受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁するしくみを再保険といい、再保険に出すことを出再保険、再保険を引き受けることを受再保険といいます。

【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、「保険引受に係る営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称していいます。

【地震保険料控除制度】

所得税法上および地方税法上、お支払いされた地震保険料に応じた一定の額を、契約者の課税所得から控除できる制度をいいます。

【質権設定】

火災保険などで、保険契約をした物件が罹災した場合の保険金請求権を被保険者（保険の補償を受けられる方）が他人に質入れすることをいいます。一般的に、住宅ローン返済中の住宅を保険の対象とした火災保険では、住宅ローンの債権者（銀行等の金融機関）が質権者となります。

【支払備金】

既に保険事故が発生しており、決算日現在、まだ支払っていない保険金について、保険会社が積み立てる引当金をいいます。

【重度後遺障害】

①両眼失明、②咀嚼^そしゃく、または言語の機能の全廃、③その他身体の著しい障害により終身自用を弁^そぜることができない障害などをいいます。

【正味収入保険料】

元受保険料に再保険料を加減（出再保険料を控除し、受再保険料を加える）し、さらに、積立保険料を控除した保険料をいいます。

【責任準備金】

将来生じうる保険金支払いなどの保険契約上の債務に対して、保険会社が積み立てる準備金をいいます。次年度以降に属する保険期間に対応する保険料部分を積み立てる「普通責任準備金」、大規模な自然災害など異常災害に備えて積み立てる「異常危険準備金」、積立保険(貯蓄型保険)における満期返れい金及びその運用益を積み立てる「払戻積立金」、「契約者配当準備金」などの種類に分けられます。

【全損・分損】

保険の対象が完全に滅失した場合(火災であれば、全焼・全壊)や修理、回収に要する費用が再調達価額(損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型および能力のものを再築し、または再取得するのに要する額をいいます。)または時価を超えるような場合を「全損」といいます。一方、全損にいたらない部分的損害のことを「分損」といいます。

【損害保険一般試験】

損害保険の募集に初めて従事する人に必要な教育として、損害保険業界共通で実施している試験です。日本損害保険協会(損保協会)が主催・実施する試験で、損害保険の基礎やコンプライアンスなどに関する『基礎単位』と「自動車保険」「火災保険」「傷害疾病保険」に関する各単位(『商品単位』3単位)の計4単位により構成されます。損害保険代理店で、仕事をする場合には、この試験の『基礎単位』に合格し、募集人届出を行わなければなりません。また、2013年11月までに、その取り扱いに応じた『商品単位』に合格していなければなりません。

【損害保険契約者保護機構】

損害保険会社が経営破たんした場合に、破たんした保険会社の保険契約者を保護することを目的として設立された法人で、保険会社全社の加入が義務づけられています。

【損害保険料率算出機構】

「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき、2002年(平成14年)7月1日から新たに業務を開始した料率算出団体です。損害保険料率算定会(1948年設立)と自動車保険料率算定会(1964年設立)が統合した特殊法人で、火災保険・傷害保険・自動車保険・介護費用保険の参考純率および自動車損害賠償責任保険・地震保険の基準料率の算出・提供、ならびに自動車損害賠償責任保険の損害調査業務を主要な業務としています。

【損害率】

収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。この損害率は、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられます。通常は、正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

【そんぽADRセンター】

法令に基づいて国の指定を受けた「指定紛争解決機関」です。お客様と保険会社との間で損害保険に関するトラブルが起きた際に、お客様の苦情について助言をしたり、苦情の申出内容を保険会社に通知し対応を求める苦情解決手続と、一定期間を経過しても解決に至らない場合に中立・公正な立場で和解案を提示し解決に導く紛争解決手続を実施

しています。

た行**【大数(たいすう)の法則】**

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。このように、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということを大数の法則といいます。個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。この法則は保険料算出上の統計的基礎になっています。

【重複保険】

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額(損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型および能力のものを再築し、または再取得するのに要する額をいいます。)または時価を超える場合を狭義の重複保険といいます。

【通知義務】

保険契約後に契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)が保険会社に連絡しなければならない義務のことです。例えば、火災保険では住居を店舗に改造したり、契約した建物を他人に売却したりした場合、自動車保険では契約した車を買替えた場合などに通知義務が発生します。

【積立保険(貯蓄型保険)】

傷害保険などの補償機能に加え、貯蓄機能を合わせもち、満期時に一定の満期返れい金が支払われる長期の保険をいいます。

は行**【被保険者】**

保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。保険契約者と同一の人であることもあり、別人であることもあります。

【被保険利益】

ある物(例えば家屋)に偶然の事故が発生することにより、ある人(例えば、家屋の所有者)が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は、損害に対し保険金をお支払いすることを目的とすることから、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

【保険価額】

被保険利益を金銭に評価した額、つまり保険事故が発生した場合に被保険者(保険の補償を受けられる方)が被る可能性のある損害の最高見積額です。

【保険金】

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が支払う金銭をいい、原則として被保険者（保険の補償を受けられる方）に支払われます。

【保険金額】

保険事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額で、保険契約に際して、保険会社と保険契約者との間で定めた金額（ご契約金額）をいいます。

【保険契約者】

保険会社に保険契約の申込みをする人をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うことになります。

【保険契約準備金】

保険契約にもとづく保険金支払いなどの責任を果たすため、決算期末に積み立てる準備金をいいます。これには責任準備金および支払準備金などがあります。

【保険事故】

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金のお支払いを約束した偶然の事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

【保険証券】

保険契約の成立およびその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付される文書をいいます。

【保険の対象】

保険をつける対象のことで、火災保険での建物・家財、自動車保険での自動車、船舶保険での船体、貨物保険での貨物などがこれにあたります。

【保険約款】

保険契約の内容を定めたもので、保険契約者の保険料支払や告知・通知の義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額などについて記載されています。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充・変更・限定する特別約款・特約とがあります。

【保険料】

被保険者（保険の補償を受けられる方）の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者が保険契約にもとづいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。

【保険料即収の原則】

保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払契約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

【保険料率の三原則】

損害保険料率算出団体に関する法律第8条において、保険料率は合理的、かつ妥当であり、また不当に差別的であってはならないと規定されており、これらの基本原則を保険料率の三原則といいます。

ま行**【マリン保険・ノンマリン保険】**

マリン保険は、船舶保険、貨物海上保険および運送保険をいい、ノンマリン保険は、マリン保険を除くその他の損害保険、たとえば火災保険、自動車保険、傷害保険、賠償責任保険等をいいます。

【満期返れい金】

積立保険（貯蓄型保険）において、保険期間が満了し、保険料全額の払込みが完了している場合に、保険会社が保険契約者にお支払いをするお金をいい、その金額は契約時にあらかじめ定められています。

【免責】

保険金が支払われない保険契約上の事由のことです。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約にもとづいて保険金支払いの義務を負いますが、特定の事由が生じた場合は例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招いた事故、地震・噴火・津波による事故などがあります。

【免責金額（自己負担額）】

一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者（保険の補償を受けられる方）が自己負担するものとして保険契約時に決められた金額をいいます。免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額をお支払いする方式と損害額の全額をお支払いする方式の2つの方式があります。

【元受収入保険料】

元受保険契約によって、保険会社が収入する保険料をいいます。

【元受正味保険料】

元受収入保険料（グロス）から諸返れい金を控除したものです。ただし、満期返れい金は控除しません。積立保険（貯蓄型保険）については収入積立保険料を含みます。

【元受保険】

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてをさす場合があります。

ら行**【リスク細分型自動車保険】**

被保険者（保険の補償を受けられる方）の年齢、地域、使用目的別等のリスク（危険要因）に基づいて、保険料率を細分化した自動車保険をいいます。

インターネットホームページのご案内

保険商品のご案内、コーポレートプロフィール、拠点・サービスのご案内、リクルート情報はもちろん、当社の最新情報や保険にまつわるさまざまな話題も掲載しています。

<http://www.ins-saison.co.jp/>

セゾン自動車火災の現状 2012
2012年 7月発行

セゾン自動車火災保険株式会社
総合企画部

〒170-6068 東京都豊島区東池袋三丁目1番地1号

☎ 03-3988-2711(代表)

ホームページアドレス <http://www.ins-saison.co.jp/>

